

タイトル	高倉新一郎編「蝦夷地各場所請負人運上金調」(2) 北海道アイヌ民族場所請負制資料監修
著者	大場, 四千男; OBA, Yoshio
引用	北海学園大学学園論集(145): 31-109
発行日	2010-09-25

# 高倉新一郎編「蝦夷地各場所請負人運上金調」(II)

北海道アイヌ民族場所請負制資料監修 大 場 四 千 男

## 目 次

- 第一編 松前藩時代前期の場所請負制運上金調
  - 一章 享保十二歳未八月 (1727)
    - 松前西東在郷並蝦夷地所附(一)
    - 松前東在郷並蝦夷地所附(二)
  - 二章 蝦夷地一件
    - 松前直領交易請負
  - 三章 蝦夷地一件
    - 他国より罷越蝦夷地交易仕候者名前書付
  - 四章 天明四申辰御収納取立目録 町御役所(一)(二)
  - 五章 天明六年 (1785) 西蝦夷地分間
  - 六章 松前隨商録・蝦夷双紙別帳・元禄支配所名比較表
  - 七章 蝦夷商賈聞書・松前国中記
  - 八章 石狩十三場所
  - 九章 シコツ拾四場所支配主
  - 十章 寛政元年 蝦夷地図地名 (知行主名前) (以上 144 号)
- 第二編 幕府直轄時代の場所請負制運上金調
  - 一章 寛政三年東蝦夷道中記
  - 二章 子九月東西蝦夷地場所附 (西蝦夷地分間)
  - 三章 武川旧記
  - 四章 休明光記附録
  - 五章 和田郡司日記
  - 六章 東夷周覽 (享和元年著)
  - 七章 文化四年田草川傳次郎 西蝦夷地日記
  - 八章 土人由来記

九章 東蝦夷地場所運上金文化九年九月入札高点者

十章 伊達家諸用留 (文化九年)

十一章 東蝦夷地請負調 (函館問屋儀定書)

第三編 松前藩時代後期の場所請負制運上金調

一章 箱館申送書 (文政五年幕府吏ヨリ松前氏へ引継書)

二章 文政年間東西請負人表 (東西蝦夷地運上調 (伊達家文書))

三章 文政年間東西蝦夷地運上金調 (伊達家旧記)

一節 東蝦夷地場所之運上金

二節 西蝦夷地場所之運上金

第四編 幕末初期時代の場所請負制運上金調

一章 西蝦夷地運上金 (文政五年)

二章 東西蝦夷地場所々御運上金並請負人場所調

三章 天保十二年  
四月吉祥日 東西蝦夷地場所附

四章 蝦夷租金録 (天保十二年調)

## 第二編 幕府直轄時代の場所請負制運上金調

## 一章 寛政三年東蝦夷地道中記

地名	知行主	請負人	運上金	夷の戸	夷の人数	
札髭浜	松前監物	村々ノ令ハ請負人運上金なし又直領ノ村ハ之ヲ掲ケズ				
宮野歌	松前八右エ門					
毘古内	松前貢					
茂戸地	下国兵太夫					
飛川	蛎崎三弥					
カヤベ	北見常五郎	箱館請負人へ 角屋吉右エ門	運上金 一〇〇両	戸 一〇戸許	口(人数)	近年鍊漁宜ク百 両出候得共、去 戌年引網停止ニ 付二十両減八十 両積
ノタライ	新井田伊織	河崎屋新六	六〇両	一一戸	四三人	
ユーラップ	青山園右エ門	全	四〇両			
アブタ	酒井弥六	橋本屋庄兵衛		四〇余戸	一八九人	
ウス	細見磯右エ門	箱館 寛左エ門		二〇戸		
エトモ	直領	倉部屋多兵衛	七五両	一〇戸		天明五巳年ヨリ 寛政元年迄五十 年笹屋治兵衛請 負(蝦夷地一件)
ホロヘツ	全			一〇戸		
シラライ	松井茂兵衛	吉置町 久右エ門	二九両			
アイロー	直領	全	七両			
上ムカハ	麓運治	阿部屋専八	三〇両		一〇〇人	
ローサン	直領	阿部屋傳吉	二〇両		三〇人	阿部屋四代伝吉 後専八ト改ム寛 政五年七月死ス (村上家記録)
マス	牧田源八郎	全	九両		一〇人	
ホタナイ	蛎崎四郎左エ門	全	五両		三人	
下ムカハ	佐藤東馬	全	三五両		一三〇人	
アツマ	厚谷伴蔵	全			三五人	
ヲセッコ	厚谷新下	全			二三人	

チイカイ	岡口彦兵衛	嶋屋左七	九両		一一人
イシキリ	今井喜兵衛	全	二〇両		二一人
アツイシ	工藤清右エ門	阿部屋傳七			
ママチ					支配人相詰合ハ サル故知レズ
サル	小林辰之亟	阿部屋伝吉	九〇余		三〇〇余
ニイカツブ	工藤半右エ門	全		五〇両	八〇人
シフチャリ	蛸崎十郎左エ門				
	太田市兵衛	全			
シツナイ	直領				
ミツイシ	杉村多内	阿部屋伝吉	八五両	四〇許	一一〇人
ウラカワ	北川伊右エ門	阿部屋金兵衛		四〇余	一八〇人
アブラコマ	蛸崎蔵人	浜屋久七	六五両		五〇人
アブラコマノ内		全			七〇人
ホロイツミ					
トカチ	蛸崎蔵人				五〇〇程
シラヌカ	飛内亀右エ門	大和屋惣次郎	六五両		
クスリ	直領	支配人 長右エ門		五二戸	二五〇人
アツケシ	全	支配人		不知	五〇〇人程

## 二章 子九月東西蝦夷地場所附 (西蝦夷地分間)

渡辺松前道中記と一致する点多し  
享保五庚子?  
寛政四壬子?

○印ハ「松前道中記」ト一致スルモノ 朱書ノ文字ハ「松前東西地名控」により手書加ヘタモノ

西蝦夷地場所附		(地頭) (知往主)		
白別	くどふ	○厚谷新下		
太田		御直領		
ふとろ		○和田郡司		
武川旧記 谷梯瀬右エ門死去 谷梯増藤	瀬田内	✓谷梯増藤	左門	松前道中記 谷梯左門
	すつき	御直領		松前道中記 湊平左エ門知行所今ハ御取上
	嶋子巻	✓並川伊八郎	弥盛	松前道中記 並川本藤
	すつ津	○鈴木弥兵衛		
	おたすつゝ	✓蛎崎弥次郎	将監	松前道中記 蛎崎将監
宝永三年二月磯 谷ヲ下國季豊ニ 賜フ 下國主鈴死去 下國舍人	磯谷	下国舍人		
	岩内			松前道中記 元蛎崎佐土知行処今ハ御取上
	ふるう			
	ちふない			
	しやこたん	○藤倉八十八		
	びくに	○近藤吉左エ門		
	ふるびら	○新井田崑内	瀬兵衛	
	与市	○松前左膳	下よいち 松前左膳	松前道中記 下ヨイチ松前左膳
	与市	○松前八兵衛	上よいち 松前八左エ門	松前道中記 上ヨイチ松前八兵衛
武川旧記 古田宇市死去 古田蔵多	おしやうち	✓古田倉太	直記	松前道中記 古田宇市
	しくづし	✓蛎崎三吾	藤吉	松前道中記 タカシマ蛎崎嘉蔵
	おたる内	○氏家新兵衛		
◎…全間	<b>是 5 石狩拾六所之内</b>			
◎上ツイシカリ 松前貢 松前内記 死去松前貢	ツイシカリ	松前貢	とくびた御直領	松前道中記 ツイシカリ松前主膳 西蝦夷分間 上ツイシカリ松前貢 下ツイシカリ松前三太夫
◎松前鉄五郎	上ユウハリ 下ユウハリ	○松前鉄五郎	上ゆうはり 松前鉄五郎 下ゆうはり 蛎崎左兵衛	松前道中記 上ユウハリ 下ユウハリ 松前鉄五郎
◎酒井周藤	ハツサブ	○酒井作之右エ門	伊兵衛	松前道中記 酒井作之右エ門
◎土谷右仲	下カハタ	○土屋市三郎	高八	松前道中記 上カハタ土谷市三郎

◎佐藤郡太夫	上カハタ		○佐藤加茂左エ衛門	彦八	松前道中記	下カハタ佐藤彦太夫
	上ユウハリ			上ついしかり松前主膳		分間 松前貢
◎蛸崎三弥	下ユウハリ			下ついしかり松崎多門		全 松前三太夫
◎下国置左エ門	シママツブ		○下国金左エ門	協		
			松崎太治右エ門		松前道中記	松前太治右エ門
◎目谷才右エ門	上サツホロ		○南條安右エ門		西蝦夷地分間	北海道志 上サツホロ 目谷才右エ門
	下サツホロ		✓目谷才右エ門	安次郎	西蝦夷地分間	北海道志 下サツホロ 南條安右エ門
武川日記 高橋部兵衛死去 高橋平蔵	上シノロ		高橋平藤	しのろ高橋社四郎	西蝦夷地分間	ツフカルイシ 石狩ヨリ凡三十二里 高橋平蔵
小林兵右エ門 死去 小林重三 郎	下シノロ		○小林兵左エ門	ないぼう御直領	松前道中記	上シノロ小林兵左エ門 分間 ナイホウ 小林丈三郎
	あつた		高橋又右エ門			
明和七年八月高 橋貞宣ノ麻膏決 秋地盈ヲ領セシ ム 安永八年秋 工 藤平左エ門義ノ 苦前ヲ奪フ	浜ましけ	ヲフイ ハツカリ マシケホロ泊	下国兵太夫	高橋尉右エ門 ましけ下国豊前	武川日記	下国齊宮死去 下国兵太夫
	るゝもつへ		御直領		松前道中記	浜マシケ下国齊宮
	手汐	テウレ島 ヤンケシリ島	松前貢	主膳	松前道中記	松前主膳
	宗谷		御直領			
	東蝦夷地所附					請負人
	小安		高橋社四郎支配所		工藤平右エ門支配所	山崎小右エ門
	戸井		松前道中記	寛政五年工藤三右エ門		北村武左エ門
	尻岸内		松前道中記御上領 ゑさん御直領			白鳥庄助
	尾札部	ツキアケ カツクミ トトボツケ	○新井田孫三郎			浜田屋兵右エ門
	茅部	サハラ、トリ 崎、ニコリ川、 石クラ	○北見常五郎			角屋吉左エ門
武川日記 新井田梅之助死 去 新井田兵作	野田追	オトシハ	✓新井田兵作	伊織 松前道中記	新井田伊織	当子年迄 白鳥新十郎
青山巖右エ門死 去 青山永治	夕良部		✓青山栄治	巖右エ門 松前道中記	青山惣右エ門	川崎新六
	阿部田		○酒井弥六	伊兵衛 松前道中記	酒井弥六	能登屋吉兵衛
	臼		○新井田浅次郎	内藤之丞 松前道中記	新井田浅次郎	橋本弥兵衛
	江とも		御直領			倉部太兵衛
	ほろ別		○細界長左エ門	多佐 松前道中記	細界長左エ門	酒田ノ 徳兵衛
	あいろ		御直領			
	白おい		○松井茂兵衛	矢栴 前道中記	松井茂兵衛	吉岡ノ 久右エ門
	たるまい		○因藤豊太郎	豊三郎 松前道中記	因藤豊太郎	

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(II) (大場四千男)

まこまい	○ 工藤平右エ門	御直領 松前道中記 工藤平右エ門	
是をしこつ十六所之内			
ホタナイ	○ 蛸崎四郎左エ門	蛸惣兵衛 松前道中記 四郎左エ門	
東蝦夷地道中記 アツマ場ノ所 一名ナシコツ	○ アツマ	厚谷 伴藤 松前道中記 伴藏	
同書 オセツコ厚谷新 下	○ ラシコツ	おせつこ厚谷新下 松前道中記 ラスッコ厚谷新下	
同書 アツシ	○ アツシ	工藤清右エ門	
	○ ラサツ	小平甚左エ門	
	○ 上アツマ	加藤九郎左エ門	御直領
	○ 下ママチ	木村亦八郎	与右エ門 松前道中記 木村又右エ門
	○ 上ママチ	松前鉄五郎	
	○ ロウサン	御直領	阿部屋伝兵衛
	○ ムイチヤリ	佐藤三郎左エ門	豊七 松前道中記 佐藤碩左エ門
今井市左エ門死 去 今井善兵衛	○ イチヤリ	今井善兵衛	松前道中記 今井新右エ門
牧村忠兵衛死去 牧村源八	○ マス	牧田忠兵衛	牧村龍治 松前道中記 牧田忠兵衛
	○ 上ムカハ	麓 運治	善六郎 松前道中記 麓花六郎
	○ 下ムカハ	佐藤東馬	ちいかい 岡口彦兵衛 松前道中記 岡口彦兵衛
	○ さる	小林隼太	嘉内
	○ にいかつふ	工藤平右エ門	鎌田駒蔵
	○ 上はいくる	蛸崎久吾	しぶちやり
	○ 下はいくる	太田伊兵衛	
	○ めなしくる	新井田伊織	
	○ 三ツ石	杉村多内	阿部屋伝兵衛
	○ 浦川	北川重次郎	
	○ アフラコ潤	蛸崎藏人	
	○ 戸勝ビロウ	同	
	○ 白糠	飛内亀右エ門	和田郡司日記 大和屋吉兵衛
	○ 久寿利	御直領	大黒屋茂右エ門
	○ 悪消	御直領	



きいたつふ 全

くなしり 全

メ四拾三ヶ所

「蝦夷拾遺」(東西場所運上屋海岸里数畧之)

### 三章 武川旧記

寛政五癸丑歳十二月

ニシヘツ秋味諸仕入物積書帳

覚

一 金百七拾貳兩二分

右ハ竹原塩千三百八十俵 兩ニ八拾俵買但

用意塩並合塩共

一 金六拾五兩程

右ハ米価たばこ木綿古手諸色品々は鮭取替ものゝ積中勘

一 金貳拾五兩程

右ハ蝦夷介抱積出荷役中諸色入用品々中勘積

一 金三拾兩程

右ハ総引番人共給金総引夷之入用中勘

一 金參拾兩 総損料

ノ金三百貳拾貳兩二歩

此内水主帆待塩代ハ仕入代ニ入候間右之割合にて代金受取可申候

外に

金百七拾兩

右ハ船中水主前給金並糧米味噌諸色入用用意金共ニ

但運賃金五百兩之内にて

式口ノ金四百九拾貳兩二歩

右ノ通ニ御座候 以上

丑十二月

#### 四章 休明光記附録

寛政末年正月廿三日松前大炊介より松平信濃守  
石川左兵将監へ差出

覚

一 金七十両	エトモ
一 金十六両	アイロ
一 金四十九両二分	ロサン
一 金百三十五両二分	クシリ
此以下家来支配所	
一 金百二十両	アフタ
一 金八十五両	ウス
一 金四十両	ホロヘツ
一 金廿五両	シラヲヒ
一 金七両	ニシタツ
一 金三十両	○ヲサチ
一 金一両	○ホタナイ
一 金廿五両	○ヲシチコ
一 金三十五両	○下ムカワ
一 金三十両	○アツイシ
一 金六両	○上マヽロ
一 金五両	チイカヒ
一 金十両	○ムイチヤリ
一 金六十両	○上ムカワ
一 金二十二両二分	○アツマ
一 金十七両	○マツ (ス)
一 金三十両	○イシヤリ
一 金百両	サル
一 金三十両	ニイカツブ
一 金三十両	シブチヤリ
一 金百両	スツナイ
一 金百二十両	ミツイシ
一 金百五十両	ウラカワ
一 金二百両	アブラコマ

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(II) (大場四千男)

- 一 金百両 トカチ
- 一 金五十両 シラヌカ

又千七百二十一両一分也

右東蝦夷地アフタよりクスリ迄運上金高凡相認申候勿論家来支配所ハ賄者、荷物等多分出候故此方にて分り兼候委細ハ在所相糺可申上候

- 一、東奥蝦夷地三ヶ所運上高三五百両外勤番之者共手当料、小物成料、彼是千六百両程ニ相成申候御仕入次第荷物多出候場所故何卒此分二千両余にも御積被下度奉願上候

## 五章 和田郡司日記

一、寛政十一年四月十三日浦川場所御用地御境界杭御打被成候日御用地と心得運上屋御受取の日御直捌にて其前ノ出荷物ハ前請負人之処分に帰すべきものとす。漁船漁具並其外諸道具にて御入用之分は相当の代金御下之事

	浦川場所	嶋根屋文◎藤	
元請負人	あふらこま	栖原屋庄兵衛	江州
	しらぬか、くすり	大和屋吉兵衛	大畑村
	あつけし、ねむろ、	小林屋平四郎	江戸
	くなしり		

第六章 東夷周覽 (享和元年著)

○印は休明  
光記附録記  
載の金額と  
同じきもの

場 所	知行主	運上金	場 所	知行主	運上金
ヤムクシナイ	青山園右エ門	七〇両	シツナイ	新井田伊織	一〇〇両
アフタ	酒井栄治	〇一二〇両		蛎崎久吾	三〇両
ウス	新井田蔵之丞	〇八五両		太田金治	一〇両
エトモ	直 領	八〇両		知行主	運上金
ポロベツ	細界儀左エ門		ミツイシ	杉村多門	一〇四両
シラライ	松井矢柄	四六両	ウラカワ	北川重次郎	〇一五〇両
ユーブツ	松前家臣十四人	三六〇両	ホロイツミ	蛎崎藏人	〇二〇〇両
サルモンベツ	小林嘉門	一一〇両	ヒロー	全	〇一〇〇両
ニイカップ	工藤平右エ門	四〇両	シラヌカ	飛内亀右エ門	七五両
			クスリ	直 領	一三〇両
			アツケシ	全	八〇両
			キイタツ	全	一, 〇二二両
			クナシリ	全	一七六両二分余

七章 文化四年田草川傳次郎 西蝦夷地日記

場所	西蝦夷地日記		西蝦夷地分間	
	(知行主)	(請負人)	(知行主)	(請負人)
フトロ		根上り吉三郎	和田郡司	田中伊平
セタナイ		三条屋仁左エ門	谷梯左門	大黒屋伝九郎
スツキ		(源兵衛)	鈴木弥兵衛	北屋善右エ門
シマコマキ		秋田屋清兵衛	並河本蔵	阿部屋九郎兵衛
ヲタスツ			蛎崎弥次兵衛	福島屋金兵衛
シリベツ	下国衛馬	柳屋庄兵衛	下国舎人	恵比須屋治助
イワナイ			直領	熊野屋忠右エ門
フルウ			全	浜屋七右エ門
シヤコタン		岩田金藤	藤倉八十八	福島屋金兵衛
ビクニ	近藤吉左エ門	岡田屋源兵衛	近藤吉左エ門	末屋四郎七
フルビラ	新井田瀬平	全	新井田崑内	恵比須屋治助
下ヨイチ	松前左膳		松前左膳	建部治助
上ヨイチ			全 八兵衛	
ヲシヨロ	古田栄七郎	住吉屋助市	吉田直記	住吉屋甚助
タカシマ	蛎崎東吾	全	蛎崎三五郎	全
ヲタルナイ	氏家只右エ門	岡田屋源兵衛	氏家新兵衛	阿部屋千八
イシカリ				
トクヒラ		米屋孫兵衛		小林屋宗九郎
上ツイシカリ	松前彦三郎	全	松前貢	近江屋三郎次
ハツシヤフ	酒井伊兵衛	全	酒井周蔵	八森屋文七
下カハタ	土屋高八	京屋勘次郎	土屋左仲	恵比須屋治助
下ユウバリ	蛎崎佐兵衛	近江屋利八	蛎崎三弥	大黒屋茂右エ門
上カバタ	佐藤彦八	相模原屋伊兵衛	佐藤彦太夫	大黒屋伝吉
シマゝツフ	下国協	米屋孫兵衛	下国屋右エ門	太和屋彦兵衛
下ツイシカリ	松崎多門	直次郎	松前三太夫	斉藤屋民右エ門
下サツホロ	目谷安次郎	京極屋嘉兵衛	目谷才右エ門	阿部屋専八
上ユウハリ	松前鉄五郎	宮本屋孫八	松前鉄五郎	近江屋忠四郎
上サツホロ	南条郡平	浜屋甚七	下サツボロ 南条安右エ門	阿部屋専八
シノロ	高橋壮八	筑前屋清右エ門	ツフカルイシ 高橋平蔵	全
ナイホウ		梶浦屋吉平	小林文三郎	角屋藤兵衛
アツタ	高橋又太郎	浜屋平治	高橋又左エ門	阿部屋専八
ハママシケ	下国豊前	伊達屋林右エ門		
マシケ	全	全	下国兵太夫	阿部屋専八
ルルモツヘ	直領	栖原屋平助	直領	栖原屋角兵衛
トマイ	全	全	松前貢	板垣甚五右エ門
テシヲ				
リシリレフンシリ	直領	岡田源兵衛		
ソウヤ			直領	差配 村山伝兵衛

## 八章 土人由来記

石狩詰掛り場所々々請負人支配人名前並蝦夷人別海岸里数 (文化七年五月改)

場所名	請負人	支配人	蝦夷人		次場所へノ里数
			人員	男女別	
シマコマキ	大松前 岩屋善左エ門	彦次郎	一四〇	男 七五 女 六五	里 町 間 五, 一九, 五六
ススツ	小松前 福島屋次郎七	小次郎	七三	男 三八 女 三五	一, 〇一, 〇〇余
ヲタスツ	松ヶ崎 柳屋庄兵衛	平四郎	二二四		三, 〇〇, 〇〇余
イソヤ	全	喜左エ門	(一一六)	男 六五	六, 二三, 〇五
シリヘツ			一六〇	女 五一	
イワナイ		利八	三三九	男 八三 女 六七	五, 二九, 四八海
フルウ		重蔵	一五〇	男 四七 女 四七	九, 二一, 〇七海
シヤコタン	岩田屋金蔵	宗十郎	九二	男 三三 女 三八	四, 一五, 〇〇海
ヒクニ	阿部屋	五兵衛	七一	男 一七五 女 一三六	一, 一八, 〇〇
フルヒラ	大松前 恵比須屋源兵衛	九兵衛	三一	男 一三二 女 一三九	四, 余
上ヨイチ	松ヶ崎 柏屋岳兵衛	三郎兵衛	二七一	男 一二六 女 一二九	一, 一八, 〇〇
下ヨイチ	小松前 住吉屋助次	佐兵衛	二五五	男 九二 女 八九	四, 一八, 〇〇
ヲシヨロ	全	佐次兵衛	一八一	男 八八 女 九〇	一, 〇一, 〇〇海陸
タカシマ	大松前 恵比須屋源兵衛		一七八	男 一, 二一六 女 一, 一五六	八, 一八, 〇〇
オタルナイ					
右十三ヶ所					
石狩十三ヶ所					
トクビタ	唐津内 米屋孫兵衛	善三郎	一, 一七八	男 六一六	
シママツフ				女 五五四	
上ツイシカリ					
下ユウバリ					
ハツシヤフ					
上カバタ	大松前 佐々木屋嘉兵衛	茂平次	三七三	男 一九八 女 一八八	
下ツイシカリ	小松前 阿部屋伝六	庄平			
上ユウバリ	阿部屋	伝兵衛			
下サツホロ	大松前 佐々木屋嘉平兵	茂平次	一九一	男 九九 女 九八	
下カバタ	川原町 近江屋九兵衛	久八	一〇二	男 五五 女 四七	
ナイポウ		五三郎	二九	男 一五 女 一四	



場所名	請負人	支配人	蝦夷人		次場所へノ里数
			人員	男女別	
上サツポロ	枝ヶ崎 浜屋与之右エ門	茂右エ門	一九四	男 一〇四 女 九〇	三、二八、五八
シノロ		清右エ門	一三八	男 六七 女 七一	
			計二、二〇四		
イシカリ川渡場よりアツタ迄					
アツタ	枝ヶ崎 浜屋与三右エ門	又六	八二		
ハママシケ			唐津内 伊達屋覚兵衛	三一	男 一九 女 一六〇

右シマコマキより浜マシケまで貳拾八ヶ所也  
文化七庚午五月改

九章 東蝦夷地場所運上金文化九年九月入札高点者

場所	伊達家旧記 金額	他ノ記録 同上ニアル相 違ノモノ	入札者	文政五年 金額	請負人及運上金 請負人	文政三年 函館問屋儀定書
山越内	兩 分 二六五・二〇		新屋新右エ門 由利屋与兵衛	一三〇・〇〇	藤代屋東吉	一三〇・〇〇
虻田	三〇九・〇〇 八七五文		和田屋茂兵衛	一〇二・〇〇	和田屋茂兵衛	一〇〇・〇〇
有珠	二一六・三二		加賀屋卯兵衛	一〇〇・〇〇	和賀屋宇兵衛	一〇〇・〇〇
絵鞆	一五二・〇〇	三三四・〇二	鍋屋左兵衛	一二〇・〇〇	阿部屋基左エ門	
幌別	一三二・二〇 七〇〇文		坂本屋勘右エ門	絵鞆にふくむ	〃	
白老	一九一・〇〇		新保屋与八	一一〇・〇〇	新保屋与八	一一〇・〇〇
勇払	六一一・一〇		阿部屋仁兵衛	二五〇・〇〇	山田屋文右エ門	二五〇・〇〇
沙流	三三〇・〇〇		東屋基右エ門	二〇〇・〇〇	全	一一〇・〇〇
新冠	一八五・〇〇		浜田屋龜吉	一一〇・〇〇	浜田屋佐兵衛	一一〇・〇〇
静内	六七三・〇〇 五〇文		阿部屋伝六	一, 四一二・〇〇 一〇〇文	萬屋専右エ門	五三六・一〇 一九〇文
三石	六八一・一〇	四八九・三〇	若狭屋庄兵衛 一等松坂屋六右エ門	三〇〇・〇〇	栖原屋虎五郎	三〇〇・〇〇
浦河	八三〇・二〇		萬屋羽右エ門	静内ニ含ム	萬屋専右エ門	六六四・一〇 五〇文
様似	四三二・一〇	四三〇・二〇	萬屋嘉右エ門	同	同	三〇四・〇〇
幌泉	九八五・〇〇		嶋屋佐次兵衛	八〇八・〇〇	高田屋金兵衛	八〇八・〇〇
十勝	三五五・二〇		近江屋三郎次	一四九・一〇 一五〇文	大阪屋宇助	一四九・〇〇
釧路	一, 三〇五・二〇	一, 三五五・二〇	川内屋長三郎 近江屋九十郎	四五〇・〇〇	米屋孫兵衛	八五〇・〇〇
厚岸	一, 六八八・三〇	一, 六一八・三〇	米屋藤兵衛	八〇〇・〇〇	竹屋長七	一, 三七五・〇〇
根室	五, 六三四・三〇	五, 六三七・三〇	材木屋七郎右エ門	三, 〇〇〇・〇〇	高田屋嘉兵衛	三, 六〇〇・〇〇
国後	二, 三五五・〇二	二, 三三〇・〇〇	米屋藤兵衛 笹木屋藤右エ門	一, 〇〇〇・〇〇	柏屋弼兵衛	一, 三九〇・〇〇
計	一七, 三三四・三〇 一六二五文	函館問屋儀定書二ハ文政三年 一七, 一九六・一〇	七十貫百三文	九, 〇四一・一〇 二五〇文		一一, 〇四七・三〇 二〇〇文 一一, 三四四・一〇(文政三年) 一〇文

運上金不足

拵捉ハ文化七年高田屋嘉兵衛文政三年 文政九年ヨリ十ヶ年期請負ノ時ハ運上金千兩但一万石以上出産アルトキハ別段冥加金ヲ出ス  
二千兩

### 十章 伊達家諸用留 (文化九年)

覚

ヤマコシナイ オシヤマンへ共、アフタ レフンケ , ウス, エトモ モロラン , ホロヘツ, アイ  
 シツカリ 共

口共, シラオイ, ユウフツ, サル, ニイカツフ, シツナイ, ミツイシ。是迄ハ小場所之儀一人に  
 而二三ヶ所迄入札いたしても不苦事

ウラカハ, シヤamani, ホロイツミ, トカチ, クスリ シヤクヘツ<sup>カ</sup>  
 シラヌカ , アツケシ, 子モロ  
 テンホウシ迄

ハナサキ<sup>カ</sup>  
 シコタン迄

クナシリ 子モロ之内  
 シヘツ秋味入相漁共

是迄ハ場所受之儀ニ付一ヶ所を張り入札の致す事

右場所限ト相応得入札可致事

申八月 (文化九年)

朱書ハ「北海道漁業志要」ニヨリ相違ノ点ヲ記スルモノ也

◎十月廿三日下場所々々入札落札之写

二百六十五両	山越内	金貳百六十五両二分	新屋新左エ門 由利屋与兵衛	荒屋新右エ門
		金貳百三両二分	吉田屋清六	
		金百八十五両二分	上野屋又三郎	
三百九十両一朱	アフタ	金三百九両八百七十五文	和田屋茂兵衛	
		金二百四十五両	河内屋甚右エ門	
		金二百四十両三分	岩屋長左エ門	
二百六両一分二朱	ウス	金貳百十六両三分二朱	箱館 和賀屋卯兵衛	
		金二百七両三分	〃 甚三郎	
		金百七十一両一分	〃 伊兵衛	
	エトモ	金百五十二両	箱館 左兵衛	鍋屋左兵衛
エトモ, ホロベツ 三百卅四両二朱		金百二十両二分	仲左エ門	
		金百両一分	半右エ門	
百三十三両 二分二朱	ホロヘツ	金百三拾二両二分錢七百文	箱館 坂本屋勘右エ門	
		金八十七両二分	松前 和田屋茂兵衛	
		金六十五両二分	箱館 佐兵衛	
	シラライ	金百九拾両	新保屋与八	

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(II) (大場四千男)

		金七十兩二分二朱	箱館	次郎吉	
		金百五十三兩二分一貫分		坂本屋勘右エ門	
六百十一兩 一分永百三文	ユウフツ	金六百拾一兩一分	松前	阿部屋仁兵衛	
		金五百十二兩一分	〃	白幡屋庄三郎	
		金三百八十六兩一分	〃	中田屋利兵衛	
三百三十兩三分	サル	金三百三拾兩	〃	東屋甚右エ門	
		金二百二十兩		近江屋久兵衛	
		金二百十六兩三分		吉田屋清六	
	ニイカツブ	金百八十五兩	箱館	亀吉	浜田屋亀吉
		金百五十六兩三分二朱		加賀屋庄八	
		金百五十三兩一分		三右エ門	
	シツナイ	金六百七十三兩永五十文		阿部屋傳吉	
		金六百七十三兩永五十文		阿部屋長三郎	
		金六百二兩二分	箱館	富次郎	
四百八十九兩三分 四百八十九兩 三分二朱	ミツイシ	金六百八十兩一分	箱館	若狭屋庄兵衛	松阪屋六右エ門
		金五百九十八兩永十文	〃	善次郎	
		金三百五十七兩	松前	米屋藤兵衛	
	ウラカハ	金八百三十兩二分		萬屋羽右エ門	
		金七百六十五兩二分		鍋屋専右エ門	
		金七百五十八兩二分		輪島屋崙平	
四百三十兩二分 四百三十兩	シヤマニ	金四百三十二兩一分		萬屋嘉左エ門	萬屋嘉右エ門
		金三百八十兩		阿部屋伝吉	
		金三百五十五兩		阿部屋清左エ門	
	ホロイツミ	金九百八十五兩	函館	左次兵衛	島屋佐次兵衛
		金九百六十七兩永 二百四十一文	〃	若狭屋庄兵衛	
		金八百八十一兩一分		阿部屋清左エ門	
三百五十五兩 三百五十五兩	トカチ	金三百五十五兩二分		近江屋三郎次	上田三郎次
		金三百二十五兩二分		岩屋善右エ門	
		金三百十六兩二分		萬屋惣吉	
千三百五十五兩二分 千三百五十二兩	クスリ	金千三百五兩二分		川内屋長三郎	
				近江屋九十郎	
		金千二百五十七兩一分		阿部屋伝六	

		金千二百八十兩三分	吉田清六	
千六百八兩三分 千六百十八兩三分	アツケシ	金千六百八十八兩三分	米屋藤兵衛	
		金千五百七十兩	阿部屋清右エ門	
		金千四百七十三兩三分	和田屋茂兵衛	
五千六百三十七兩三分 五千六百二十兩三分	子モロ	金五千六百三十四兩三分	材木屋七郎右エ門	
		金五千三百七十三兩	坂屋平八	
		金五千百十五兩二分二朱	越前屋甚五郎	
二千三百三十兩	クナシリ	金貳千三百五十五兩朱	米屋藤兵衛	笹木屋藤五右エ門
		金二千二百三十兩三分	材木屋七郎右エ門	
		金二千二百三兩三分	藤次右エ門	
	右之通御座候			
	合計 一万七千三百三十四兩三分永一貫六百廿五文			

## 十一章 東蝦夷地請負調 (函館問屋儀定書)

前年御領地之節東蝦夷地場所運上金並請負人場所宿共在ニ

但文政 辰年改候分

文化十兩年方

	貳百六十五兩	<small>(新屋新右エ門 由利屋与兵エ)</small>	箱館 藤代屋藤吉
ヤムクシナイ	金百三十兩		宿 武兵衛
	百九十兩二朱	<small>和田屋茂兵エ</small>	松前 和賀屋七左エ門
アフタ	金百兩		宿 窓作
	二百十六兩二分二朱	<small>和賀屋卯兵エ</small>	○箱館 (継続)
ウス	金百兩		宿 印右エ門
	三百三十四兩二朱		松前 和賀屋治郎
<small>百九十兩 シラオイ新保屋与八</small>	エトモ・ホロヘツ	<small>エトモ 鍋屋左兵エ ポロヘツ 坂本屋勘右エ門</small>	宿 甚作
<small>百十兩大賀村 新保屋与八</small>	三百三十兩		
<small>六百十一兩一分 ユウフツ 阿部屋仁兵エ</small>	サル		金百十兩 全
	百八十五兩	<small>東屋甚右エ門 浜田屋亀吉</small>	浜田屋佐次兵衛 (継続)
ニイカツプ	金百十兩		宿 宇右エ門
	六百七十三兩ト永五十文	<small>阿部屋伝六</small>	松前 阿部屋傳六 (継続)
スツナイ	金五百三十六兩一分ト永百九十文		宿 吉右エ門
	四百八十九兩三分二朱	<small>若狭屋庄兵エ</small>	○函館 栖原屋寅之助
<small>文化十年 伊達藩用留 若狭屋庄兵エ</small>	ミツイシ		宿 宇右エ門
	八百三十兩二分	<small>萬屋羽右エ門</small>	松前 萬屋宇右エ門 (継続)
<small>漁業志要 杉坂屋六右エ門</small>	ウラカハ		宿 吉右エ門
	四百三十兩	<small>萬屋嘉右エ門</small>	松前 萬屋嘉左エ門
シヤマニ	金三百四兩		宿 吉右エ門
	九百八十五兩	<small>嶋屋左次兵エ</small>	箱館 高田屋金兵衛
ホロイヅミ	金八百八兩		宿 武兵衛
	三百五十五兩	<small>上田三郎次</small>	箱館 大坂屋卯助
トカチ	金百四十九兩		宿 武兵衛
	千三百五十二兩	<small>川内屋長三郎 近江屋九十郎</small>	松前 米屋弥兵衛
クスリ	金八百九十兩		宿 甚作
	千六百十八兩三歩	<small>米屋藤兵エ</small>	松前 畑屋七左エ門
アツケシ	金千三百七十五兩二朱		宿 甚作

		材木屋七郎右エ門	箱館	高田屋金兵衛
子モロ	五千六百三十兩三步 金三千六百兩		宿	武兵衛
			松前	柏屋崑兵衛
	二千三百三十兩但増金共 金千三百五十兩			
クナシリ				
	金二千兩			高田屋嘉兵衛
エトロフ				代金兵衛
				宿 武兵衛

文化十年  
伊達諸用留  
米屋藤兵エ

漁業志要  
笹木屋藤右エ門

ノ一満千三百四十四兩一步ト永十文

当時エトロフ共

元金高一万七千百九十六兩一分ト永七十貫文錢百三文

## 第三編 松前藩時代後期の場所請負制運上金調

### 一章 箱館申送書 (文政五年幕吏ヨリ松前氏へ引継書)

攝州兵庫高田屋嘉兵衛代大町金兵衛儀エトロフ・子モロ・ホロイツミ場所請負致シ来り候、エトロフノ儀ハ嘉兵衛初テ乗試シ漁場等切開キ一場所ニ相成候盛切ニ依テ同所請負申付子モロノ儀ハ一体東蝦夷地請負人松前ノ方多ク箱館市中衰微ニ及ヒ候趣ヲ以テ箱館市中ノ願ニ付同人へ一手ノ請負申付置候



二章 文政年間東西蝦夷地請負人表 (東西蝦夷地運上調 (伊達家文書))

東蝦夷地	請負人	年季	運上金	二歩金	備考
ヤマコシナイ	箱館 藤代屋東吉	文政元年ヨリ五 ケ年季	百三拾兩	二兩二分ト永 百文	
アブタ	福山 和田屋茂兵 衛	文政三年ヨリ七 ケ年季	百七拾兩		○アブタ 山焼ニ付漁事不 心エニ付文政五 年ヨリ申年マテ 三ケ年中無運上 ニ被仰付候文政 六年於冥加金拾 兩致上納候 引続不漁ニ付文 政三年辰年ヨリ 午年迄三ケ年ノ 間金四十兩引方 相成漁事出増候 得者年季中ニテ モ運上金相納候 事。
ウス	箱館 和賀屋宇兵 衛	文政三年ヨリ七 ケ年季	百兩	二兩	
エトモ ホロヘツ	阿部屋甚右エ門	文政四年ヨリ拾 ケ年季	百貳拾兩		
シラヲ井	大野村 新保屋与 八	文政三年ヨリ七 ケ年季	百十兩	二兩ト永百文	
サル	山田屋文右エ門	文政五年ヨリ十 ケ年季	二百兩		
ユウフツ	全	文政四年ヨリ十 ケ年季	貳百五拾兩		
ニイカツプ	浜田屋佐治兵衛	文政二年ヨリ六 ケ年季	百拾兩	二兩ト永百文	
ミツイシ	箱館 栖原屋虎五 郎	文政二年ヨリ六 ケ年季	三百兩	六兩	
シヤマニ シツナイ ウラカワ	萬屋専右エ門	文政二年ヨリ七 ケ年季	千四拾二兩	二分ト永百文	
ホロイツミ	高田屋金兵衛	全	八百八兩	拾六兩永百六 拾文	
トカチ	大坂屋宇助	文政二年ヨリ六 ケ年季	百四十九兩一 歩ト永百五十 文	二兩三歩ト永 百三十文	

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(II) (大場四千男)

クシリ	米屋孫兵衛	文政五年ヨリ七 ケ年季	四百五拾兩		
アツケシ	竹屋長七	文政元年ヨリ七 ケ年季	八百兩		近年不漁ニ付依 願 文政元未年金百 八拾兩御免
子モロ	高田屋嘉兵衛	文政元年ヨリ五 ケ年季	千兩		
エトロフ	全	文政五年ヨリ十 ケ年季	千兩	拾兩	出産物一万石以 上ノ時ハ別段冥 加金差上げ事
クナシリ	柏屋崑兵衛	文政三年ヨリ四 ケ年季	千兩		
<b>西蝦夷地</b>					
クトヲ	石橋屋松兵衛	文政五年ヨリ十 ケ年季	六兩	永百二十文	
フトロ	阿部屋甚右エ門	文政元年ヨリ五 ケ年季	四十八兩	三步ト永百十 文	
セタナイ	高田屋吉次郎	文政六年ヨリ十 ケ年季	六十兩	一兩一步ト永 五十文	
スツキ	新屋武兵衛	文政元年ヨリ五 ケ年季	七兩永百二十 五文	百四十九文五 分	
シマコマキ	全	文政六年ヨリ五 ケ年季	百七兩	差荷二兩 二兩永百四十 文	
スツト	柳屋新兵衛	文化十二年ヨリ 七ケ年季	百二十五兩	差荷八兩	
ヲタスツ	全	文政五年ヨリ十 ケ年季	二百十兩	四兩永二百文	
イソヤ	柳屋庄兵衛	文政四年ヨリ十 ケ年季	百三拾七兩 五十五兩秋味 七兩鱒場 五兩稚魚 三兩鱈冥加	七兩上乘金 十三兩差荷物代 四兩ト永八拾文 二分金割余り	
イワナイ	和賀屋多左エ門	文政四年ヨリ十 ケ年季	四百五十兩塩 塩鮭八拾尺正 納		
フルウ	福島屋新左エ門	文政六年ヨリ七 ケ年季	百八拾兩	三步ト永九十 文	
シヤコタン	岩田金蔵	文政五年ヨリ十 ケ年季	九十六兩	上乘金七兩 差荷金十六兩 壹兩三步ト永 百七十文	

ヒクニ	沢田屋求兵衛	文政四年ヨリ十 ケ年季	百六拾五兩三 分	差荷拾五兩 三兩一步ト永 二十九文
フルヒラ	恵比須屋弥兵衛	文政八年ヨリ七 ケ年季	二百六拾兩 百二十兩秋味	差荷九兩 七兩二歩ト永 百文
ヨイチ	藤野崑兵衛	文政三年ヨリ七 ケ年	三百四拾三兩 百九十兩川運 上金	上乘金五兩 差荷物十八兩 六兩三歩ト永 百文
ヲシヨロ	住吉屋助治	文政七年ヨリ七 ケ年	二百九十兩	サシニ三十兩 五兩三歩ト永 百九十文
タカシマ	全	文政六年ヨリ七 ケ年	百九十兩 九十五兩秋味 二十二兩二分 鱒代	サシニ十二兩 六兩永百五十 文
ヲタルナイ	恵比須屋弥兵衛	文政八年ヨリ七 ケ年	三百七拾兩 百式十兩秋味 十七兩鱒場 十兩夏場上乘 金 五兩鱒場同上	差荷二十五兩 一步 十兩永百二十 文 塩鮭十尺正納
イシカリ トクヒラより ナイホウまで	阿部屋伝次郎	文政四年ヨリ十 ケ年季	トクヒラ百三 十兩 内三十五兩鱒 場運上	
			ハツシヤフ 四十兩	上乘金十兩 荷差代四兩
		文政元年ヨリ五 ケ年季	上サツホロ 四十六兩	上乘金二兩二 歩 サシニ四兩
			下サツホロ 三十五兩 永五十文	
			シノロ 三十八兩一步	サシニ三兩
			上ツイシカリ 五十五兩	サシニ二兩一 歩

			上カハタ 百十五兩二歩 ト永百二十五 文		
			下カハタ 式拾五兩四一 歩	上乘金七兩 差荷代二兩二 歩	
			上ユウハリ 四拾二兩二歩		
			下ツイシカリ 三拾七兩	差荷三兩二歩	
			下ユウハリ 四拾兩	差荷五兩	
			シママツフ 四十二兩	〃 五兩	
			ナイホウ 二十六兩二歩		
イシカリ	阿部屋傳次郎		二千二百五十 兩	百兩未納ノ内 へ納メ拾三兩 二分上乘金二 十六兩三分荷 差	○計二千九百二 十八兩永百七 十五当分千兩 ノ目当
アツタ	浜屋与三右エ門	文化三年ヨリ七 ケ年季	百八十兩 百二十兩秋味 二十五兩秋味添 船	差荷二十五兩 六兩二分ト二 リ	
ハママシケ	伊達善五郎	文化十三年ヨリ 七ケ年季	二百六十兩	差荷七兩 五兩永百文二 リ	
マシケ	全	文政六年ヨリ七 ケ年季	千百兩 八百兩秋味 五拾兩海単引 百二十兩鱒場	三十五兩サシ ニ 十七兩上乘金 二十八兩秋味 上乘	○浜マシケ兩所 ニテ三千石目 以下漁ノ節ハ 百兩引下、二 千石以上ノ節 八百兩冥加積
ルゝモツペ トママイ	栖原茂八	文政七年ヨリ七 ケ年季	千五百兩 三拾兩秋味立 冥加 二十七兩鱒場 米四斗入三百 俵 (但御百姓 危難御救米)	拾兩秋味上乘 金 八兩差荷 十八兩二歩ト 永四十文二リ	○兩所秋味二千 石以上ノ節ハ ソノママ、以 下ノ節ハ六百 兩御引ノコト ○秋味船三艘元 定通り外一艘 相廻候節ハ御 冥加

テシホ	栖原三右エ門	文政四年ヨリ十 ケ年季	五百五十三両 百五両海単引 二十五両コタ ンベツ秋味運 上 七両鱒場年納 三十両釜役金	十両上乘金 二十二両差荷 十両一步ト永 百五十文二リ
リシリ レブンシリ	恵比須屋源兵衛	文政五年ヨリ七 ケ年季	二百八十両	二両三分差荷
ヲコシリ	河内屋小兵衛	文政元年ヨリ五 ケ年季	五拾両	一両三步差荷
大島 小島	福山長右エ門	文政二年ヨリ五 ケ年季	二両一步	
ソウヤ シヤリ モンベツ	柏屋崧兵衛	文政四年ヨリ十 ケ年季	六百両	
北蝦夷地	伊達林右エ門 栖原三右エ門	全	千六百両積取 船不残船役免 除	

計 二万二千二百五拾一両永百二十五文

### 三章 文政年間東西蝦夷地運上金調 (伊達家旧記)

#### 東西蝦夷地運上金調

朱書ハ「東西蝦夷地運上金調」<sup>道廳旧記  
一ニ六香</sup>ト題スル書ニテ前調ヨリハ少シク早く調ヘタルモノナリ。  
大ニ参考ニナルヘキニ付拔萃ス。

文政五午年東西蝦夷地運上金調書<sup>(伊達家  
所有)</sup>ヨリ, 参考トナルヘキモノヲ摘書ス 伊達蔵書 ト記スルモ  
ノ是ナリ。

但此地西蝦夷地ニ精確ナレトモ東蝦夷地ニ粗漏ナリ。

#### 一節 東蝦夷地場所之運上金

文政元寅年ノ午年迄五ヶ年季

○一金百三拾兩

外

金貳兩二分永百文

是ハ運上金二分積金

文政十亥年ノ巳年迄七ヶ年季

○一金七拾五兩

運上高百七十兩之處引続不漁ニ付  
辰ノ午迄三ヶ年之間四十兩ツヽ引  
方ニ相成漁事出増候得ハ年季中に  
ても元運上通相納候積り

山焼ニ付漁事不心任ニ付文政五午  
年ノ申年迄三ヶ年中無運上被仰付  
候文政六未年依願為冥加金拾兩致  
上納候

文政十亥年ノ巳年迄七ヶ年季

○一 金百兩

外

金三拾兩増金

伊達蔵書

ヤマコシナイ運上高

箱館 請負人 藤代屋東吉

全 証 人 渡屋六右エ門

宿 亀屋武兵衛

アフタ運上高

御城下 請負人 和田屋茂兵衛

全 証 人 河内屋勇治

文政三辰年ヨリ戌年マテ七ヶ年季運上金

百二兩請負人和田屋茂兵衛

伊達蔵書 卯年<sup>文政</sup><sub>二年</sub>迄七ヶ年

金百貳兩 請負人 和田屋茂兵衛

宿 河内屋武兵衛

外ニ

金九兩三分永三百卅二文四分巳年ノ年賦  
金

ウス運上高

箱館 請負人 和賀屋宇兵衛

全 証 人 辰巳屋七郎兵衛

辰年の戌年迄七ケ年  
一金百兩  
全 宿 和賀屋宇右エ門

文政七申年の寅年迄七ケ年季  
文政四巳年ヨリ寅年マテ十ケ年季  
運上金百二十兩 請負人 阿部屋甚右エ門

○一金百貳拾五兩

エトモ 運上高  
ホロヘツ

但内  
金五兩申年の増金  
箱館 請負人 井口兵右エ門  
宿兼業

伊達藏書 巳年の寅年迄十ケ年  
一金百二十兩 請負並宿業 阿部屋甚右エ門  
証人 輪島屋多左エ門

外  
金十兩是八百兩未納金巳年の十ケ年賦

文政十亥年の七ケ年季

○一金百貳拾五兩

シラライ運上高

内  
金拾五兩亥年の増金  
文政三辰年ヨリ戌年マデ七ケ年期  
運上金百十兩請負人  
御城下 請負人 野口屋又藏  
全 証 人 栖原六郎兵衛  
宿 蓬来屋忠兵衛

大野村 新保屋与八

伊達藏書 辰年の戌年迄七ケ年

一 金百拾兩 神保屋与八

文政四巳年の寅年迄十ケ年季

一金二百五拾兩

ユウフツ運上高

御城下 請負人 山田屋文右エ門  
全 証 人 栖原六郎兵衛  
全 宿 大黒屋茂右エ門

文政五午年の卯年迄十ケ年季

一金貳百兩

サル 運上高  
御城下 請負人 山田屋文右エ門

**伊達蔵書**

文政午年の卯年迄十ヶ年 証人 栖原六郎兵衛  
 一金貳百兩 請負人 山田屋文右エ門 宿 阿部屋茂兵衛  
 証人 栖原屋茂八  
 宿 阿部屋甚右エ門

文政八酉年の七ヶ年季

一金百貳拾兩 ニイカツプ 運上高  
 内 箱館 請負人 浜田屋佐次兵衛  
 金十兩酉年増金 全 証人 兼浜田屋兵右エ門  
 宿  
 外 **伊達蔵書** 辰年の申迄六ヶ年  
 金三兩永二百文「二分積立」 一金百拾兩浜田屋左次兵衛  
 文政二卯年ヨリ申年マデ六ヶ年季  
 請負金百十兩 請負人 浜田屋佐治兵衛

文政二卯年の申年迄六ヶ年季

○一金三百兩 ミツイシ運上高  
 外 請負人 熊原屋忠右エ門  
 金六兩 箱館 金主 栖原屋重吉  
 是ハ運上金之二分積立金 宿 和賀屋宇右エ門  
 文政二卯年の申年迄六ヶ年季  
 運上金三百兩請負人 箱館 栖原屋虎五郎  
 金主方(伊達清兵衛  
 栖原半次郎)

**伊達蔵書** **北海道漁業志要** 何レモ栖原屋虎五郎トス

文政二卯年の酉年迄七ヶ年季

○一金千四拾八兩二分永百文 シヤマニ  
 シツナイ 運上高  
 ウラカワ  
 文政二卯年の酉年マテ七ヶ年季 御城下 請負人 萬屋専左エ門  
 金千〇四十二兩二分永百文 全 請負人 萬屋弥次兵衛  
 請負人 萬屋専右エ門 全 証人 栖原六郎兵衛  
 金主



全 宿 河内屋勇治

文政九戌年<sup>ノ</sup>辰年迄七ヶ年季

一金八百八両

外

金十六両永百六十文

是ハ運上金之二分積立金

文政二卯年ヨリ酉年迄七ヶ年季

金八百八両請負人高田屋金兵衛

ホロイツミ運上高

箱館 請負人 高田金兵衛

全 証 人 嶋屋佐次兵衛

宿 亀屋武兵衛

文政八酉年<sup>ノ</sup>卯年迄七ヶ年季

○一金貳百両

内

金五十両二分永百文増金

外

金二両三分永二百二十八文貳分積立

トカチ運上高

御城下 請負人 福島屋嘉七

証 人 兼秋田屋甚作  
宿

文政二卯年<sup>ノ</sup>申年迄六ヶ年期 (伊達蔵書  
之ニ同じ)

金百四十九両一分永百五十文

請負人 大坂屋宇助

文政五午年<sup>ノ</sup>子年まで七ヶ年季

○一金四百五拾両

クスリ運上高

御城下 請負人 米屋孫兵衛

全 証 人 岩田金蔵

宿 阿部屋茂兵衛

文政十亥年<sup>ノ</sup>巳年迄七ヶ年季

○一金八百両

近年不漁ニ付依頼文政六未年,

百八十両御免被仰出候

伊達蔵書

文政<sup>辰</sup>三年<sup>年</sup> <sup>辰</sup>年<sup>年</sup> <sup>辰</sup>年<sup>年</sup>迄三ヶ年賦

アツケシ運上高

御城下 請負人 栖原六郎兵衛

同 宿 近江屋忠右エ門

文政元寅年<sup>ノ</sup>申年迄七ヶ年季

一金八百兩請負竹屋長七	金八百兩請負人 竹屋長七
証人 枝ヶ崎町 半次郎	漁業志要も同じ
宿 阿部屋甚右エ門	

文政十亥年と卯年迄五ヶ年季

○一金三千兩	子モロ運上高
外	箱館 請負人 高田屋金兵衛
金六十兩	全 証人 兼亀屋武兵衛
宿	宿
是ハ二分積立	

文政三辰年と未年迄四ヶ年季

○一金千兩	クナシリ運上高
	御城下 請負人 柏屋
	全 証人 藤野崋兵衛
	宿 柏屋宗兵衛

文政五年年と卯年迄十ヶ年季

○一金千兩	エトロフ運上高
外	箱館 請負人 高田屋金兵衛
金二十兩	全 証人 兼和賀屋宇右エ門
宿	宿

是ハ二分積立

但シ出産物一万石目以上積取ノ節ハ別段御冥加差上候積リ

文化亥十二年ヨリ文政巳四年迄七ヶ年期

請負二千兩

文化元寅年不漁ニ付減シテ千兩トス

小以金九千八百七拾壹兩貳分永四十八文

内 金九千七百六十壹兩二分永百文 運上金二分積立

金百九兩二分永百九十八文

## 二節 西蝦夷地場所之運上金

文政五年年と子年迄七ヶ年季

○一金六兩	クトウ運上高
-------	--------

永百二十文二分積立 御城下 請負人 石橋屋松兵衛  
此銭一匁二百元十文 全 宿 中嶋屋嘉右エ門  
但兩替六匁八百文立

文政六未年<sup>乙</sup>丑年迄七ヶ年季

○一金四十八両 フトロ運上高  
外 江差 請負人 庄兵衛  
三分永百十文 二分積立 御城下 宿 種倉屋治左エ門  
文政元寅年<sup>乙</sup>午年マテ五ヶ年季  
金四十八両 請負人 阿部屋甚右エ門  
証人 松崎屋与三右エ門

文政六未年<sup>乙</sup>辰年迄十ヶ年季

一金六拾両 セタナイ運上高  
外 江差 請負人 高田屋吉次郎  
金一両壹分永五十文 御城下 証人 恵比須屋源兵衛  
文政五年東西蝦夷地運上調書 伊達家所蔵 全 宿 種倉屋治左エ門  
文政十一年<sup>乙</sup>午年迄七ヶ年  
六十両 請負人 高田屋吉次郎  
証人 恵比須屋弥兵衛

文政十一子年<sup>乙</sup>辰年迄五ヶ年季

○一金七両永百弍十五文 スツキ運上高  
外 江差 請負人 新屋武八  
永百四十二文五分 二分積立 御城下 宿 種倉屋治左エ門  
文政元寅年<sup>乙</sup>午年迄  
金七両永百廿五文 新屋武兵衛  
伊達家所蔵ノ分ニハ請負人岩屋善左エ門

文政十一子年<sup>乙</sup>辰年迄五ヶ年季

○一金百七両 シマコマキ運上高  
外 江差 請負人 新屋武八  
金八両差荷物代 御城下 宿 種倉屋治左エ門  
金二両永百四十文二分積立

文政元未 <sup>レ</sup> 亥年迄五ヶ年季	<b>伊達蔵書</b> 文化子年 <sup>レ</sup> 午年迄七ヶ年
金百七帖 新屋武兵衛	金百貳両 請負人 岩屋善左エ門
外金二両差荷物代	〃 八両 宿 大津屋武左エ門

文政五午年<sup>レ</sup>子年迄七ヶ年季 文化十二年亥ヨリ巳年迄七ヶ年季金百二十五両  
 請負人 柳屋新兵衛  
 外金八両

**伊達蔵書**  
 金廿一兩トアリ

○一金八十兩	スツゝ 運上金高
一金二十兩	秋味運上金
但秋味漁運上金上納方之義ハ百石以	江差 請負人 柳屋新兵衛
下ハ無運上百石以上ハ百石ニ付金二	宿 兼河内屋勇治
十兩ツゝ上納ノ積リ	金 主
外金八両差荷料	
金一 兩二分永百文二分積立	

文政五午年<sup>レ</sup>卯年迄十ヶ年季

○一金二百拾兩	ヲタスツ運上高
外	御城下 請負人 柳屋庄兵衛
金四兩永二百文貳分積立	全 宿 河内屋勇治

文政四巳年<sup>レ</sup>寅年迄十ヶ年季

**伊達蔵書**  
 鱒塩切冥加三十兩  
 ト金三百五十四兩

○一金百三拾七兩	イソヤ運上高
一金五十五兩秋味	御城下 請負人 柳屋庄兵衛
一金 五兩雜魚網	全 宿 河内屋勇治
一金 七兩鱒場隔年納	
一金 三兩鱒冥加	
外金七兩上乘金	但鱒冥加二分積金割除ク
金十三兩差荷料	
金四兩永八十八文二分積金	

文政四巳年<sup>レ</sup>寅年迄十ヶ年季

**伊達蔵書**  
 証人伊達屋左兵衛

○一金四百五拾兩	イワナイ運上高
塩鮭八拾尺正納	御城下 請負人 加賀屋多左エ門
外	全 証 人 仙北屋仁左エ門

金九兩貳分積金 宿 河内屋勇治  
(高金六百九十一兩二分ノ三十ケ)  
(年賦一ケ年廿三兩永五十文上納)  
致候

文政六未年と丑年迄七ケ年季

一金百九拾二兩 フルウ運上高  
外 御城下 請負人 福島屋新右エ門  
金三兩三分永九十文二分積金 全 証人 沢田屋求兵衛  
運上金百八十兩トアリ, 其他下ニ同じ 宿 十澤屋武左エ門

伊達蔵書 寅年と午年迄五ケ年

一金百九十二兩 請負人福島屋新右エ門  
外金九十六兩 証人沢田屋求兵衛  
運上季明之節上納可致候

文政五午年と卯年迄十ケ年季

一金九拾六兩 シヤコタン運上高  
外 御城下 請負人 岩田金蔵  
金七兩上乘金 全 証人 米屋孫兵衛  
外 全 宿 種倉屋治左エ門  
金十六兩差荷物料

〃 壹兩三分永百七十文貳分積金

伊達蔵書 九十五兩

一兩海単運上金  
七兩上乘金  
十六兩差荷物料ノ百十九兩

文政四巳年と寅年迄十ケ年季

一金百六拾九兩三分 ビクニ運上高  
外 御城下 請負人 沢田屋求兵衛  
証人  
金十五兩差荷物代 全 宿 十津屋武左エ門  
金主

金三兩一分永三十五文二分積金  
但高金百六十五兩三分ノ内

金二両八錢冥加金ニテ二分金無之

**伊達蔵書** 秋味百石以上ノ節ハ百石ニ付運上金二十両百石以下ハ免除  
新鱈冥加ハ積取船相止候節ハ役金免除

文政八酉年ノ卯年迄七ケ年利

一金貳百六十両 フルヒラ運上高  
金百貳拾両 秋味 御城下 請負人 恵比須屋弥兵衛  
外 全 宿 阿部屋太治兵衛  
金九両二分差荷物代 証 人 住吉屋准兵衛  
外  
金七両二分永百文二分積金

**伊達蔵書** 寅年ノ申年迄  
二百五十両 請負人エビス屋孫兵衛  
百廿両秋味運上 宿 阿部屋太治兵衛  
九両二分差荷物四品代秋味 宿 大黒屋茂右エ門  
ノ三百七十九両二分 証人 橘屋長四郎

文政八酉年ノ卯年迄七ケ年季

文化十三子年ノ午年迄七ケ年季  
金三百四十三両 請負人 藤原崑兵衛

一金三百四拾三両 下ヨイチ運上高  
外 御城下 請負人 竹屋長左エ門  
金五両上乘金 全 宿 十津屋武左エ門  
外  
金十八両差荷物代  
金六両二分永百十文二分積金

**伊達蔵書**  
子年ノ午年迄七ケ年  
金 三百廿両  
ノ 廿三両秋味運上  
ノ 五両上乘金  
ノ 十八両サシニ料  
請負人 柏屋崑兵衛  
宿 福島屋布右エ門  
証 人 日吉屋新兵衛

同 上

一金百九拾両 上ヨイチ運上高  
**伊達蔵書** 子年ノ午年迄七ケ年 請負人 竹屋長左エ門  
一金百九十両 請負人 柏屋崑兵衛 御城下 宿 塩越屋庄兵衛  
宿 大黒屋茂右エ門  
証 人 日吉屋新兵衛

一金百九十両  
右川運上金

伊達蔵書  
文化丑<sup>6</sup>未<sup>7</sup>年迄七ヶ年  
金二百廿七両  
金三十両差荷料  
外金七十両年々増金  
住吉屋助治

文政七申年<sup>6</sup>寅<sup>7</sup>年迄七ヶ年季 請負人 住吉屋助治郎  
一金二百九拾七両 フシヨロ運上高  
外 御城下 請負人 住吉屋准兵衛  
金拾両差荷物代 全 宿 蓬萊屋忠兵衛  
外金五両三分永百九十文二分積金

文政六未年<sup>6</sup>丑<sup>7</sup>年迄七ヶ年季  
一金百九十両 タカシマ運上高  
一金九十五両 秋味  
一金貳十二両二分 鱒場  
外 御城下 請負人 住吉屋助治トアリ 住吉屋准兵衛  
金六両永百五十文二分積金 全 宿 蓬萊屋忠兵衛  
伊達蔵書 寅年<sup>6</sup>午<sup>7</sup>年迄五ヶ年 全 宿 中嶋屋庄右エ門  
金百九十両 請負人住吉屋助治 全 宿 河内屋勇治  
未年<sup>6</sup>丑<sup>7</sup>年迄七ヶ年 差荷料十二両ヲ脱ス  
一 金廿二両二分 鱒益場運上年々納  
卯年<sup>6</sup>午<sup>7</sup>年迄四ヶ年  
一 金九十五両秋味運上一金五両上乘金  
一 金十二両差荷物料 金二両二分鱒場運上  
ノ金三百廿七両也

文政八酉年乙卯年迄七ヶ年季

寅年乙申迄七ヶ年  
三百五十兩  
百廿兩秋味運上  
十兩上乗金  
五兩鱒場上乗金  
廿五兩一分差荷物代  
ノ金五百十兩一分也  
請負人恵比須屋弥兵衛  
鱒場運上十七兩ヲ脱ス

一金三百七十兩	オタルナイ運上高
一金百貳拾兩	秋味
一金十七兩	鱒場
外	御城下 請負人 恵比須屋弥兵衛
金十兩夏場上乗金	全 宿 中嶋屋庄右ヱ門
金五兩鱒場同上	
金二十五兩一分差荷物代	
金十兩永百四十文二分積金々積金	
塩鮭十尺正納	

文政四巳年乙寅年迄十ヶ年季

一金百三拾五兩	イシカ리의内
内	トクヒラ運上高
金三十五兩鱒場運上	御城下 請負人 阿部屋伝次郎
<u>伊達蔵書</u>	全 証 人 阿部屋長三郎
内ト墨書シ朱ニテ外ノ字ニ訂正シ	全 証 人 栖原小郎兵衛
アリ(河野曰他書ヲ参証スレハ内	宿 阿部屋利兵衛
ヲ可トス)	

文政四巳年乙寅年迄十ヶ年季

一金四拾兩	イシカ리의内
外	ハツシヤフ運上高
金拾兩上乗金	御城下 請負人 阿部屋伝次郎
金四兩差荷物代	全 証 人 阿部屋長三郎
	全 証 人 栖原小郎兵衛
	全 宿 阿部屋利兵衛

文政元年寅年乙午年迄五ヶ年季

一金貳拾六兩	イシカリノ内
外	上サツホロ運上高
金二兩二分上乗金	御城下 請負人 阿部屋伝次郎
金四兩差荷物代	全 証 人 阿部屋長三郎



全 証 人 栖原六郎兵衛  
全 宿 阿部屋茂兵衛

文政元寅年と午年迄五ヶ年季

一金三拾五兩永五十文

イシカ리의内  
下サツポロ運上高

全 請負人 阿部屋伝次郎  
証 人 阿部屋長三郎  
証 人 栖原六郎兵衛  
宿 阿部屋利兵衛

文化元寅年と午年迄五ヶ年季

一金三十八兩一分

外

金三兩差荷物代

イシカ리의内  
シノロ運上高

請負人 阿部屋伝次郎  
証 人 阿部屋長三郎  
証 人 栖原六郎兵衛  
宿 阿部屋太次兵衛

文政四巳年と寅年迄十ヶ年季

一金五十五兩

外

金貳兩壹分差荷物代

イシカ리의内  
上ツイシカリ運上高

請負人 阿部屋伝次郎  
証 人 阿部屋長三郎  
証 人 栖原六郎兵衛  
宿 阿部屋利兵衛

文政三寅年と午年迄五ヶ年季

一金百拾五兩貳分

永百貳拾五文

イシカ리의内  
上カハタ運上高

請負人 阿部屋伝次郎  
証 人 阿部屋長三郎  
証 人 栖原六郎兵衛  
宿 塩越屋庄兵衛

文政元寅年と午年迄五ヶ年季

一金貳拾五兩壹分

外

金七兩 上乘金

金四兩貳分差荷物代

イシカリの内

下カハタ運上高

請負人 阿部屋伝次郎

請負人 阿部屋長三郎

証人 栖原六郎兵衛

宿 広嶋屋布右エ門

文政四巳年と寅年迄拾ヶ年季

一金四拾貳兩貳分

イシカリの内

上ユウハリ運上高

請負人 阿部屋伝次郎

証人 阿部屋長三郎

請負人

証人 栖原六郎兵衛

宿 阿部屋利兵衛

文化元寅年と午年迄五ヶ年季

一金三拾七兩

外

金三兩貳分差荷物代

イシカリの内

下ツイシカリ運上高

請負人 阿部屋伝次郎

証人 阿部屋長三郎

証人 栖原六郎兵衛

文政四巳年と寅年迄十ヶ年季

一金四拾兩

外

金五兩差荷物代

イシカリの内

下ユウハリ運上高

請負人 阿部屋伝次郎

証人 阿部屋長三郎

証人 栖原六郎兵衛

宿 阿部屋利兵衛

文政四巳年と丑年迄十ヶ年季

一金四拾貳兩

イシカリの内

シマ>ツブ運上高

外	請負人	阿部屋伝次郎
金五両差荷物代	証人	阿部屋長三郎
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">伊達蔵書</span>	証人	栖原六郎兵衛
外金五両差荷物ト記ス	宿	阿部屋利兵衛

文政元寅年<sup>ノ</sup>午年迄五ヶ年季

一金貳拾六両二分	イシカリの内 ナイホウ運上高
	請負人 阿部屋傳次郎
	証人 阿部屋熊次郎
	宿 阿部屋利兵衛

右トクヒラ<sup>ノ</sup>ナイホウ迄拾三ヶ場所  
 合金六百七拾八両永百七拾五文 是ハ運上金ノ合計ナリ、上乘金差荷ヲ加フレ  
 ハ七百廿八両三分永百七十五文トナル  
 右十三ヶ所分合計七百三十八両三分永百七十五文トナル  
 (内訳誤リアリ訂正)

文政四巳年<sup>ノ</sup>寅年迄十ヶ年季

一金貳千貳百五拾両	イシカリ運上高
河野曰上乘十二両二分差荷廿六両	御城下 請負人 阿部屋傳次郎
三分ヲ合スルハ卅九両一分トナル	証人 阿部屋長三郎
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">伊達蔵書</span>	証人 栖原六郎兵衛
巳年 <sup>ノ</sup> 寅年迄十ヶ年	宿 阿部屋利兵衛

金千両 秋味運上兼夏場十三ヶ所運上金

一金三十九両一分差荷物料上乘金

イシヤリ<sup>(カ)</sup>夏場秋味共

金貳千九百貳拾八両永百七十五文

此分当分之内壱ヶ年千両之目当を以相納漁事宜敷追々場所直り候ハ<sup>ゞ</sup>元運上通  
相納候積リ

一金千両 イシカリ十三場所夏場秋味運上金

内	金五百両
	金五百両

外

金百両未納金之内に相納候積リ

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(II) (大場四千男)

是ハ丑寅卯未納金之内式千四百拾兩貳分永貳百十六文七分之内江相納候積リ尤も秋味三千石余積取候得ば余石之分不残未納之方江相納候積リ

外 金拾貳兩貳分 上乘金  
同 貳拾六兩二分 差荷物代

文政三辰年ノ戌年迄七ケ年季

一金 百拾五兩

アツタ運上高

内

御城下 請負人 浜屋与三右エ門

金百八拾兩 夏場

金主 塩越屋庄兵衛  
証人

金百貳拾兩 秋味運上

外

金拾兩 夏場上乘金

金拾兩 秋味同

金貳拾貳兩差荷物代

塩鮭四拾六尺正納

一本ニハ夏場上乘  
秋味上乘共ニナシ  
別ニ  
金拾五兩秋味添船  
(又添船切替之節  
上納トアリ)

一金貳百六拾兩

ハママシケ運上高

外

金七兩差荷物代

御城下 請負人 (伊達善五郎)  
伊達屋庄兵衛

金五兩永三百文二分積金

宿

伊達藏書 子年ノ午七ケ年

阿部屋茂兵衛

百五十兩 秋味先買運上

百十兩 〃後買運上

七兩差荷物料

〆二百六十二兩

文化十三年ノ午年  
迄七ケ年季  
金二百六十兩  
伊達善五郎

文政六未年ノ丑年迄七ケ年季

一金千百兩 夏場

マシケ運上高

一金八百兩 秋味

但此秋味運上浜マシケ兩所ニテ二千石以下漁事ノ節ハ金百兩御引方二千石以上  
ヲ百兩買立ノ御冥加相納候積

一金五拾兩 海鼠引

一金百二十兩鱒場 伊達蔵書 内 金七兩ハ上乘金  
 金十兩ハ差荷物料

外

金三拾五兩ハ差荷物代  
 金拾七兩ハ上乘金  
 金貳拾八兩ハ秋味上乘

金貳拾五兩壹分永百五十文貳分積金 御城下 請負人 (伊達善五郎)  
 伊達屋庄兵衛

証人 阿部茂兵衛

文政七申年ノ寅年迄七ケ年季

一金千五百兩 ルノモツヘ 運上高  
トママイ

但ルノモツヘ・トママイ秋味貳千石目以上之節ハ書面運上納貳千石目以下之節  
 ハ此内六百兩御引方有之候

一金三拾兩 秋味立船冥加

是ハ秋味立船元定通ノ老艘相廻し候ニ付冥加金上納

文化戌十一ノ未年迄十ケ年  
 千五百兩  
 十兩秋味立船冥加  
 米三百俵運上ノ外  
 百姓危難ノ節救米  
 トシテ請負中相納  
 候積り  
 廿七兩鱒場納付候運上隔年  
 納  
 十八兩内十兩上乘金八兩さ  
 しに十二兩下り獻上  
 代金  
 メ千五百八十七兩也

一金貳拾七兩鱒場隔年納

鱒年酉亥丑

外

金拾兩 秋味上乘金  
 金八兩 差荷物代

米四斗入 百俵 但御百姓危難為救年々納

金拾八兩貳分永四拾文 貳分積金

但鱒場隔年納御座候間貳分金年々不同 御城下 請負人 (栖原茂八)  
 栖原六郎兵衛

二得共鱒年々如此 宿 蓬萊屋忠兵衛

文政四巳年ノ寅年迄十ケ年季

一金五百五拾三兩 テシホ 運上高

但ルノモツヘ、トママイ、テシホ、三ケ所秋味千石以下ノ節二三場所ニテ金八  
 百 兩引方割合テシホ分二百兩引三百五十三兩相納候積

一金百五兩 海峯引運上

一金貳拾五兩 コタンベツ  
 秋味運上

一金七両 鱒場隔年納

鱒年丑卯巳未酉亥

一金三拾両 鱒釜役金鱒年同断隔年

外

金拾両上乘金

金貳拾貳両 差荷物代

金拾両壹分永百五十文 貳分積金

但鱒年隔年納付貳分金共隔年ニ不同 御城下 請負人 栖原六郎兵衛  
宿 蓬萊屋忠兵衛

文政六未年ノ丑年迄七ヶ年季

**伊達蔵書**

午年ノ午年迄七ヶ年季  
金二百八十両  
金十二両上乘金  
金二両二分差荷物代  
メ二百九十五両二分  
請負人恵比須屋弥兵衛  
文政五年年ノ子年迄七ヶ年季  
金二百八十両請負人  
恵比須屋源兵衛  
三両三分差荷物代

一金貳百九拾両

外

金拾三両 上乘目附金

貳両二分 差荷物代

金五両三分永五十文 貳分積金

リイシリ 運上高  
レフンシリ

御城下 請負人 藤野崑兵衛  
全 宿 大津屋武左エ門

文政二卯年ノ未年迄五ヶ年季

一金貳両壹分

**伊達蔵書**

大島小島コシリはソウヤ、  
シヤリヲ次ニ記す

卯年ノ未年迄

金二両一分請負町長右エ門

メ長右エ門

同町弥兵衛

大島小島運上高  
御城下東上町 長右エ門  
全 トラメキ町 権兵衛

文政六未年ノ丑年迄七ヶ年季

一金貳拾八両壹分

外

金貳両二分差荷物代

金貳分永六拾五文貳分積金

**伊達蔵書** 寅年ノ午年迄五ヶ年

オコシリ運上高  
熊石村 請負人 佐野屋権次郎

文政元寅年ノ午年迄五ヶ年季  
金五十両 請負人 河内屋  
小兵衛  
外一両三分差荷

金二十兩 請負人 河内屋小兵衛  
同一兩三分差荷物 証人 河内屋栄吉

文政四巳年<sup>ノ</sup>寅年迄十ヶ年季

一金六百兩		ソウヤ シヤリ	運上高
<span style="border: 1px solid black;">伊達蔵書</span> 二ハ左ノ如ク記シアリ	御城下	請負人	藤原崑兵衛
秋味二千石以上積取候分、過石之	全	証人	日吉屋新兵衛
分千石付別段冥加金貳拾五兩上納	全	宿	大津屋武左エ門
之積リ尤困荷物ニ相成翌年積取候	全	宿	川内屋勇次
得ハ冥加金十五兩相納候積	全	宿	中嶋屋庄右エ門
請負人 柏屋崑兵衛			
柏屋宗兵衛			
阿部屋甚右エ門			
大津屋武左エ門			
塩越屋崑三郎			

文政四巳年<sup>ノ</sup>寅年迄十ヶ年季

一金千六拾兩	北蝦夷地運上高
積取船不殘船役免除	請負人 伊達林右エ門
	請負人 (栖原三右エ門)
	栖原六郎兵衛
	宿 問屋年番

小計金一万千八百七拾八兩一分永百七拾貳文五分

内金壹万千 百四拾兩 運上金

金百貳拾四兩二分 上乘金

金貳百六十七兩二分 差荷物代

金百四拾一兩永百七拾貳文五分二分積金

東西

合金貳万千七百四拾九兩三分永貳百貳拾文五分

合計金二万千二百五十一兩永百二十五文

備考

文政五午年西蝦夷地運上調書，伊達家

所 蔵

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(II) (大場四千男)

惣ノ金貳萬千四百九兩三分永二百貳拾文

外金三百十六兩一分永二百七文四分年賦其外ニテ定式無之候 石崎村ノ乙部

村迄川所秋味冥加七十四兩一分永五十七文七分

箱館村歩役，六ヶ場所 九百四十五兩二分

右漁不漁ニ寄り運上増減



## 第四篇 幕末初期時代の場所請負制運上金調

### 一章 西蝦夷地運上金 (文政五年)

	両	
久遠	六・〇〇	石橋屋松兵衛
奥尻	九〇・〇〇	河内屋小兵衛
太櫓	一八・〇〇	阿部屋甚右エ門
瀬棚	六〇・〇〇	高田屋吉次郎
スツキ	一一四・〇〇	新屋武兵衛
島小牧	一二五	
寿都	一一五・〇〇	柳屋新兵衛
	八〇〇	
歌棄	二一〇・〇〇	全
磯谷	一三〇・〇〇	柳屋庄兵衛
	九〇・〇〇	
岩内	四五〇・〇〇	加賀屋多左エ門
古宇	一八〇・〇〇	福島屋新左エ門
積丹	九六・〇〇	岩田屋金蔵
	二六・三〇	
美国	一六五・三〇	沢田屋求兵衛
	五・〇〇	
古平	二六〇・〇〇	恵比須屋孫兵衛
	一二九・〇〇	
余市	三四三・〇〇	竹屋長右エ門
	二一三・〇〇	
忍路	二九七・〇〇	住吉屋助治
	三〇・〇〇	
高嶋	二一三・〇〇	住吉屋助治
	一二七・〇〇	
小樽内	三七〇・〇〇	恵比須屋孫兵衛
	七七・一〇	
石狩	一, 四五五・二〇	阿部屋伝次郎
厚田	一八〇・〇〇	浜屋与三右エ門
	一六〇・〇〇	
浜益	二六〇・〇〇	伊達善五郎
	七・〇〇	
益毛	一, 一〇〇・〇〇	全
	一, 〇八〇・〇〇	
留萌		

## 二章 東西蝦夷地場所々御運上金並請負人場所調

大嶋小嶋

切替五ヶ年季

一金三兩

内 三分午年方増金

外ニ海馬大皮式枚

相川町 長右衛門

証人寅向町 権兵衛

宿 阿部屋

久太次兵衛

名主 中林九兵衛

同所

天保十亥年卯年迄五ヶ年季

一金 三兩壹歩

内 壹歩真皮代也

金納

請負人 長右衛門

証人 又右エ門

大島宿 久太次兵衛

小島宿 一力勘右エ門

名主 中林九兵衛

ヲコシリ

七ヶ年季

一金三拾兩壹歩

外ニ壹兩壹歩

差荷料

請負人 荒屋新左エ門

証人 福島新右エ門

中島屋勘右エ門

万

名主 加藤専右エ門

クウトウ

(クドウ)

七ヶ年季

一金六兩壹歩

請負人 石橋屋松兵衛 (博知町)

証人 中島屋勘右エ門

名主 加藤専右エ門

御城下ヨリ船道三拾四里百石運賃九兩水主壹歩 (何レモ片道)

フトロ

一金六拾兩  
内 拾兩酉年<sup>ノ</sup>増金

請負人 浜屋勘兵衛 (唐津内町)  
証人 岡田屋半兵衛  
宿 広嶋屋布右エ門  
名主 宮川半右エ門

御城下ヨリ三拾四里運賃九兩水主三歩

セタナ井

七ケ年

一金六拾五兩

秋味相応之漁事有之候節は  
別段御冥加金上納の仕候

山崎屋新兵衛

証人宿 工藤庄兵衛  
名主 中林九兵衛

御備米五俵 右者御年季中自分限相備候外二者年二五俵松前ヨリ海上三拾六里全運賃百石ニ付  
九兩水主三歩

シマコマキ

七ケ年

一金貳百兩

秋味相応之漁事有之候節は  
別段御冥加上納可仕候

阿部屋仙次郎

証人宿兼 阿部屋利兵衛  
名主 中林久兵衛

御備米 拾俵右者御年季中午年々自分限相備候外ニ一カ年拾俵宛定二之分一ケ年貳拾俵完備可  
仕候

天保十一子年<sup>ノ</sup>小川九兵衛其節宿塩田

松前ヨリシマコマキ迄四十七里運賃九兩二分水主三歩二朱

スツゝ

七ケ年季

一金九拾二兩

但シ秋味運上金納方之儀者百石以上  
有之節は百石ニ付金廿兩宛上納

山崎屋新兵衛

証人宿兼 河内屋増右衛門  
中林九兵衛

外 八兩 差荷料未七月廿七日被仰付候

松前ヨリ五拾三里運賃百石付九兩二分水主三歩二朱

ヲタスツゝ

天保三辰年方戌年迄七ケ年季

一金貳百拾兩

西川伝兵衛

秋味之儀者五百石以上出増之節は百石ニ付廿兩宛上納可  
仕候但シ切廻ニ相成積取之節は百石ニ付金廿兩四ツ割ニ  
ツ分上納可仕候

宿証人兼 河内屋増右エ門  
名 主 宮川半右エ門

松前ヨリ海道五拾五里百石ニ付九兩二分水主三步二朱嘉  
永五子年方

請 負 人 枅屋栄五郎

イソヤ

七ケ年

一金百三拾七兩

西川伝兵衛

同 五拾五兩秋味運上金

宿証人兼 河内屋増右エ門

同 五兩雑魚運上金

名 主 宮川半右エ門

同 七兩鱒場運上金隔年納

(四ツ割貳ツ分)

秋味之儀は五百石以上積取之節は百石ニ付廿兩上納仕候但シ切廻ニ相成積取之節ハ前文百石ニ  
付金廿兩四割貳ツ分上納

外ニ金七兩上乘金。拾兩差荷物料

松前ヨリ海上五拾五里百石ニ付九兩二分水主三步二朱

イワナ井

一金五百拾五兩

仙北屋仁左エ門

内 五拾兩西年方増金

証 人 福島屋新右エ門

秋味之儀は五百石以上出増積取之節は百石ニ付廿兩宛上  
納可仕候切廻ニ相成積取之節前同様

宿 河内屋増右エ門名主  
宮川半右エ門

松前方六拾五里百石ニ付運賃拾兩水主三步一朱

フルウ

七ケ年季

一金百九拾七兩

福島屋新右エ門

宿証人 大津屋武左エ門

名 主 宮川半右エ門

松前ヨリ船道七十五里百石ニ付拾兩水主三步貳朱

シヤコタン

七ケ年季

一金百九拾五両

内 百両辰年<sup>ノ</sup>借金

一同壱両海峯引運上金

外ニ 七両上乘金

拾六両差荷物料

松前<sup>ノ</sup>船道七十六里人者百石ニ付十一両水主壱両

岩田金蔵

証人 米屋勝三郎

宿 種倉屋七右エ門

名主 宮川半右エ門

ヒクニ

一金貳百両

内 三拾両戌年<sup>ノ</sup>増金

外ニ 拾五両差荷物料

秋味之儀は百石以上積取之節者百石ニ付廿兩宛上納可仕  
但シ切囲ニ相成積取候節は百石ニ付廿兩四ツ割三ツ分上  
納

松前ヨリハ拾里余百石ニ付運賃拾二兩三歩水主一兩二朱

岩田金蔵

宿証人 工藤庄兵衛

宿 広島屋布右エ門

同 種倉屋七右エ門

名主 宮川半右エ門

フルヒラ

亥年<sup>ノ</sup>巳年迄七ケ年季

一金貳百六十両

同百廿兩 秋味運上金

外 九兩貳歩差荷物料

秋味之儀者四百石以上出増積出シ候節は百石ニ付廿兩  
宛, 但シ切囲ニ成積取之節は百石ニ付四割三分上納

松前<sup>ノ</sup>船道八十三里運賃百石ニ付拾壱兩壱歩水主壱兩貳朱

岡田半兵衛

証人 徳兵衛

宿 阿部屋太次兵衛

名主 宮川半右エ門

秋味 種倉屋七右エ門

宿 京屋平八

下ヨイチ

辰年<sup>ノ</sup>戌年七ケ年季

一金百貳拾兩

同 貳拾三兩 秋味運上

外ニ 五兩 上乘金

拾八兩 差荷物料

竹屋長左衛門

宿証人 庄兵衛

宿 武左エ門

名主 中林九兵衛

秋味之儀は七百石以上前同断

御城下<sup>ら</sup>八拾六里百石ニ付拾貳兩壹歩水主壹兩貳朱

上ヨイチ

天保戌年<sup>ら</sup>辰年迄七ケ年

一金百九拾兩

竹屋長左衛門

証人 左兵衛

宿 武左衛門

名主 中林九兵衛

ヲシヨロ

天保九戌年<sup>ら</sup>辰年迄七ケ年季

一金貳百九拾七兩

住吉屋徳兵衛

外ニ 三拾兩 差荷物料

宿証人 工藤忠兵衛

名主 宮川半右エ門

御城下<sup>ら</sup>八拾八里百石ニ付拾貳兩壹分水主壹兩貳朱

タカシマ

天保八酉年<sup>ら</sup>卯年迄七ケ年

一金貳百拾三兩

住吉屋徳兵衛

同 九拾五兩 秋味運上金

宿証人 忠兵衛

同 廿貳兩貳歩 鱒運上金年々納

〃 勘右エ門

外ニ 五兩 上乘金

〃 増右エ門

貳兩貳歩 鱒場運上

名主 宮川半右エ門

拾貳兩 差荷物料

秋味之儀五百石目以上出増之節前同断

松前ヨリ船道九拾壹里, 百石ニ付拾貳兩壹歩水主一兩貳朱

ヲタルナ井

天保三辰<sup>ら</sup>戌年迄七ケ年季

一金三百七拾兩

岡田屋半兵衛

同 拾七兩 鱒運上年々上納

証人 住吉屋徳兵衛

同 百廿兩 秋味運上

宿 中島屋勘右エ門

外ニ 五兩 鱒場運上 秋味宿 河内屋増右エ門  
拾兩 夏場上乘 鱒場宿 京屋平八  
廿五兩 壺歩差荷物 名主 宮川半右エ門

秋味之儀は六百石目以上出増之節ハ前同断  
松前ノ船路九拾弍里一百石ニ付拾兩水主壺兩壺歩

イシカリ

天保九戌年ノ辰年七ケ年季

一金千兩 秋味夏物狩物 阿部屋伝次郎  
外ニ、三拾九兩壺歩 宿証人 阿部屋利兵衛  
差荷物 名主 田中九八  
上乘金

秋味五千石目以上出増之節前同断

○トクヒラ ○ハツチャフ ○上サツホロ ○下サツホロ  
○シノロ ○上ツイシカリ ○下ツイシカリ ○上カハト  
○下カハト ○上ユウハリ ○下ユウハリ ○シマ>ツフ ○ナエホウ

松前ヨリ船道百里余、百石ニ付運賃拾三兩、水主壺兩壺歩

アツタ

天保五巳年ノ亥年迄七ケ年季

一金百九拾兩 宮川増藏  
同 百三拾兩 秋味運上金 宿証人 庄兵衛  
同 拾五兩 添船切替之節上納 同 広島屋布右エ門  
同 廿二兩 差荷物 名主 中林九兵衛

秋味千石目以上出増積取之節ハ百石ニ付廿三兩上納切廻ニ相成積取之節は前文百石ニ付廿三兩  
四ツ割三ツ分上納

松前ヨリ百余里、百石ニ付拾四兩、水主壺兩壺歩弍朱

浜マシケ

天保八酉年ノ卯年迄七ケ年季

一金百五拾兩 伊達林右エ門  
同 百拾兩 跡買 宿証人 広島屋布右エ門  
外ニ 七兩 差荷物 名主 宮川半右エ門

松前ヨリ船道百廿里運賃百石ニ付拾五兩、水主壺兩壺歩弍朱

マシケ

天保八酉年<sup>ノ</sup>卯年迄七ヶ年季

一金千百両

伊達林右エ門

同 五拾両 海峯引金

宿証人 阿部屋茂兵衛  
同

同 百廿両 鱒運上金年々上納

名主 宮川半右エ門

外ニ 拾両 夏場運上

三拾五両 差荷物料

廿八両 秋味運上金

秋味三千石目以上出増之節ハ百石ニ付廿五両前同断

御城下<sup>ノ</sup>船道百弍拾里余, 運賃百石ニ付拾五両 水主二両壱歩弍朱

ル>モツヘ

トマ>エ

天保九戌年<sup>ノ</sup>辰年迄七ヶ年季

一金九百両

栖原屋仲蔵

同 三拾両 秋味立船冥加

証人 文右エ門

右者元定通りヨリ外壱艘相廻り候ニ付冥加

宿 忠兵衛

同 廿七両 鱒網金 御年期中隔年上納

名主 宮川半右エ門

外ニ 拾両 隔年上納秋味上乘金

八両 差荷物料

松前ヨリ海上百廿四里余, 運賃百石ニ付拾五両弍歩水主壱両弍歩

テシホ

天保九戌年<sup>ノ</sup>辰年迄七ヶ年季

一金三百五拾三両

栖原屋仲蔵

同 百五両 テウシ  
ヤンケシリ 海峯引金

証人 文右エ門

同 廿五両 コタンヘツ秋味運上

宿 忠兵衛

同 七両 鱒場運上金隔年上納

名主 宮川半右エ門

同 三拾両 鱒網釜役金

外ニ 拾両 秋味上乘金

廿両 差荷物料

秋味之儀兩所二而弍千石目以上出増之節ハ百石ニ付廿五両宛上納前同所



御城下より船道百四十四里百石ニ付運賃拾七両，水主弐両

リイシリ

リフンシリ

天保八酉年乙卯年迄七ケ年季

一金三百三拾四両壹歩

外ニ 拾三両 上乘目附金

弐両 差荷物料

リイシリ嶋周廻四拾里余高サ廿三里，リフンシリ拾七里余

松前ヨリ船道百四拾里余位運賃百石ニ付拾七両，水主弐両

藤原碓兵衛

宿証人 武左エ門

名主 中林九兵衛

ソウヤ

シヤリ

天保九戌年乙辰年迄七ケ年季

一金六百両

秋味両所ニ而弐千石目以上出増積立之節者百石目ニ廿五

両宛上納前同様

藤原碓兵衛

大津屋武左エ門

中島屋勘右エ門

河内屋増右エ門

中林九兵衛

松前ヨリ百九拾壹里余運賃百石ニ付廿弐両，水主三両

北蝦夷地

天保八酉年乙卯年迄七ケ年季

一金千五百六拾両

内 五百両酉年乙酉増金也

栖原仲藏

伊達林右エ門

宿証人 阿部屋茂兵衛

〃 種倉屋七右エ門

名主 宮川半右エ門

松前ヨリ弐百九拾里余運賃百石ニ付廿五両水主三両壹歩

西蝦夷地御運上金諸産物船道法有増

東蝦夷地部

ヤムクシナ井

天保五戌年乙卯年迄七ケ年季

一金貳百六拾兩

栖原六郎右エ門

伊達林右エ門

宿 浜田屋兵四郎

名 主 宮川半右エ門

アフタ

天保拾貳丑年ノ未年迄七ヶ年季

一金七拾五兩

和田屋茂兵衛

内 五拾五兩子年ノ増金

宿証人 広島屋布右エ門

運賃百石拾兩

// 河内屋増右エ門

名 主 田中九八

ウス

天保五午年ノ子年迄七ヶ年季

一金百五兩

箱 館 和賀屋孫十郎

内 五拾兩亥年ノ増金

// 宇右エ門

宿証人

秋味之儀者三百石目以上出増積取之節は百石ニ付金拾七兩宛上納但シ切囲ニ相成積取候節は前文百石拾七兩を半金上納

エトモ 船運賃百石拾兩

ホロヘツ 同 拾貳兩

天保九戌年ノ辰年迄七ヶ年季

一金百三拾兩

岡田半兵衛

一秋味千石目以上出増積取之節は百石ニ付拾七兩宛上納但

宿 種倉屋七右エ門

シ切囲ニ相成積取之節は前文拾七兩半納

名 主 宮川半右エ門

シラオ井

天保九戌年ノ辰年迄七ヶ年季

一金百廿五兩

箱 館 野口屋又蔵 (弁天町)

内 拾五兩亥年ノ増金

城 下 住吉屋徳兵衛

証 人

秋味之儀七百石目以上出増積取之節は百石ニ付十七兩宛上納但シ切囲ニ相成積取之節百石ニ付十七兩を半納

// 宿証人 忠兵衛

名 主 宮川半右エ門

箱館<sup>ノ</sup>船道之拾里余，運賃百石ニ付拾貳兩

ユウフツ

天保九戌年<sup>ノ</sup>辰年迄七ヶ年季

一金貳百五拾兩

秋味貳千石目以上出増積取之節前同断

山田屋文右衛門

証人 栖原屋庄兵士衛

宿 京屋平八

名主 宮川半右エ門

箱館<sup>ノ</sup>船道四拾里余運賃百石ニ付拾五兩

サル

天保三辰年<sup>ノ</sup>戌年迄七ヶ年季

一金貳百兩

箱館<sup>ノ</sup>船道四拾四里百石ニ付運賃拾三兩

同所亥年切替

山田屋文右エ門

証人 栖原屋庄兵衛

宿 阿部屋茂兵衛

名主 宮川半右エ門

証人 米屋勝三郎

〃 仙北屋仁左エ門

ニイカツフ

天保八酉年<sup>ノ</sup>卯年迄七ヶ年季

一金百五拾兩

内 三拾兩辰年<sup>ノ</sup>増金

秋味五百石以上同断

箱館<sup>ノ</sup>運賃百石拾三兩

(箱館内潤町) 浜田屋佐次兵衛

宿証人 浜田屋兵四郎

ミツイシ

天保三辰年<sup>ノ</sup>戌年迄七ヶ年季

一金三百拾兩

内 拾兩辰年<sup>ノ</sup>増金

秋味千石目以上出増之節前同断

箱館<sup>ノ</sup>運賃百石ニ付拾四兩

箱館 小林屋重吉

宿証人 宇右エ門

名主 森七三郎

シツナ井 運賃百石ニ付拾四兩

カラカワ 〃 拾五兩

シヤマニ 〃 拾五兩

天保三辰年<sup>ノ</sup>戌年迄七ヶ年季

一金千四拾八兩貳歩永百文

秋味千八百石目以上出増之節前同断

同所亥年<sup>ノ</sup>巳年迄七ヶ年切替

萬屋専左エ門

証人 栖原屋庄兵衛

宿 河内屋増右エ門

名主 田中九八

証人 藤原崧兵衛

〃 岡田半兵衛

ホロイツミ

天保九戌年<sup>ノ</sup>辰年迄七ヶ年季

一金六百八兩

箱館 福島屋嘉七

〃 兵四郎

宿証人

〃 武兵衛

〃

箱館<sup>ノ</sup>船道七拾九里運賃百石ニ付拾五兩

トカチ

一金貳百拾兩

内 拾兩 辰年<sup>ノ</sup>増金

秋味千石以上出増之節は前同断

箱館 福島屋嘉七

証人 笹屋宇兵衛

〃 秋田屋崧石エ門

〃 和賀屋宇右エ門

船道百三十里運賃百石ニ付拾八兩

クスリ

一金五百六拾兩

内 百兩申年<sup>ノ</sup>増金

秋味之儀千石目以上出増積取之節は百石ニ付廿五兩宛上

納

但シ切囲ニ相成積取之節は百石ニ付廿五兩四ツ割三ツ分上納

箱館<sup>ノ</sup>海上百六拾里運賃百石ニ付貳拾兩

米屋勝三郎

証人 金蔵

宿 阿部屋茂兵衛

名主 宮川半右エ門

アツケシ

天保三辰年<sup>ノ</sup>戌年迄七ヶ年期

一金六百兩

但シ漁事相応之節は別段御冥加金上納

同四拾貳兩貳步年賦金

山田屋文右エ門

栖原屋仲蔵

宿侍印 近江屋忠右エ門

名主 宮川半右エ門

箱館表<sup>ノ</sup>船道百七十里運賃百石貳拾兩

右者去卯年<sup>ノ</sup>御運上金六百兩之内三百兩上納仕残三百兩之儀は辰年<sup>ノ</sup>向戌年迄跡七ヶ年ニ割合

壹ヶ年ニ四拾貳兩貳步宛上納仕未戌年ニ至四拾五兩相納皆納

同前亥年<sup>ノ</sup>巳年迄七ヶ年季切替

証人 米屋根勝三郎

〃 仙北屋仁左エ門

宿 近江屋忠右エ門

名主 宮川半右エ門

クナシリ

天保八酉年<sup>ノ</sup>卯年迄七ヶ年季

一金千兩

御運上金千三百三拾兩三步之处打続き不漁ニ付辰年<sup>ノ</sup>年

季中三百三拾兩三步宛引分ニ相成漁事有候節は年季中ニ

テモ元仰運上通上納

藤野崋兵衛

宿証人 大津屋根武左エ門

宿 工藤庄兵衛

〃 阿部屋茂兵衛

名主 中林九兵衛

箱館<sup>ノ</sup>船道貳百廿五里、運賃百石ニ付廿五兩

子モロ

天保四巳年<sup>ノ</sup>亥年迄七ヶ年季

一金三千兩

藤野崋兵衛

城宿証人 下利兵衛

宿 布右エ門

箱館宿証人 亀屋武兵衛

箱館名主 柳田新五郎

天保十一庚子年<sup>ノ</sup>

山田文右エ門ニ被仰付

エトロフ

天保十亥年<sup>6</sup>己年迄七ヶ年季

金千両

柏屋崋兵衛

住吉屋徳兵衛

岡田屋半兵衛

天保十一丑年<sup>6</sup>

伊達林右エ門 両家ニ 被仰付  
栖原仲蔵

西蝦夷地御運上金並上乘金差荷物料増金共

金壹万千七拾六両

東蝦夷地御運上金並増金共

金九千六百世六両貳歩

東西合金高

二万七百拾貳両貳歩

三章 天保十二丑年 東西蝦夷地場所附  
四月吉日

クトウ

文政十二丑年ノ未年迄七ケ年

一金六兩二分 運上金

内 貳歩者丑年ノ増金

一金貳朱ト錢三十四文貳分金

石橋屋松兵衛

宿 中島屋勘左エ門

名 主 加藤専右エ門

フトロ

天保元寅年ノ申年迄七ケ年季

一金五拾兩 運上金

内 貳兩者寅年ノ増金

一金壹兩 貳分金

乙 部 村 平嶋屋庄平衛

証人江州 鉄屋治左衛門

宿 一 力

乙 部 村 惣右衛門

名 主

セタナイ

天保五年年ノ子年迄七ケ年季

一金六拾五兩

一、秋味之儀者相応之漁事有之候節者別段冥加上納可仕候

一、備米五俵

右者御年季中年々自分限相備候外ニ壹ケ年五俵ツ、定式之分都合拾俵ツ、備米可仕候

一金壹兩壹歩錢三百四十文貳分金

山崎屋新兵衛

宿証人兼 工藤左兵衛

名 主 中村九兵衛

ス ツ キ

シマコマキ

天保午年ノ子年迄七ケ年

一金貳百兩

一備米拾五俵

右者御年季中年々自分限相備候

外ニ壹ケ年拾俵ツ、定式之分都合壹ケ年貳拾五俵備米可仕候

一金四兩也 壹分金

阿部屋伝次郎

宿兼証人 阿部屋利兵衛  
田中九兵衛

スツゝ

文政十二丑年の未年迄七ケ年

一金九拾貳兩

一同貳拾兩 秋味運上

但秋味運上金納方之儀ハ百石以下無運上

百石以上有之節者百石廿兩ツゝ上納之定

一金壹兩三步壹朱百八拾四文貳分金

天保七申年の寅年迄七ケ年

一金九拾貳兩

一同貳拾兩

但秋味運上納之儀者百石以下無運上百石以上有之節者百石金廿兩ツゝ上納之定

外金八兩 差荷物料

山崎屋新兵衛

未二月廿七日被付候

宿金主兼 △

名 主 中林

ヲタシツ

一金貳百拾兩

一秋味之儀者五百石目以上出増之節者百石ニ付金廿兩ツゝ上納可致

但切罫ニ相成積取候節前文百石ニ付金廿兩四ツ割いたし貳ツ分出納可致

一金四兩永貳百文

□

宿証人兼 △

名 主 宮川

イソヤ

一金百三拾兩

一金五拾五兩 秋味運上

一金七兩 鱒場隔年納

一金三兩 鱒冥加

但立船無之節者免除

一金五兩 雜魚網運上

外金七兩 上乘金



金拾三兩 差荷物料

一秋味之儀者五百石目以上出増之節者百石目ニ付金廿兩ツゝ上納可致

但切囲ニ相成積取候分ハ前文百石ニ付金廿兩を四ツ割式ツ分上納可致

一金三兩三步永百九十文式分金

☐

宿証人兼 △

宮川

イワナイ

一金四百六拾五兩

内 金拾五兩卯年ノ増金

一、秋味五百石以上出増之節者百石ニ付金廿兩ツゝ上納可致

但切囲ニ相成積取候分者前文百石ニ付廿兩四ツ割三ツ分上納可致

一金九兩壹分永三百四十文式分金

加賀屋多右衛門

証人 命

宿 △

宮川

フルウ

天保元寅年ノ申年迄七ケ年

一金百九拾七兩

内 金五兩寅年ノ増金

一金三兩三步三朱錢拾七文式分金

一丁

証人 沢田屋久兵衛

宿 田

宮川

シヤコタン

天保三辰年ノ戌年迄七ケ年

一金百九拾五兩

内 金百兩辰年ノ増金

一金壹兩 海峯引運上

外 金七兩 上乘金

金拾六兩 差荷物料

一金三兩三步三朱永三百六文式分金

⊕

証 人 ※  
宿 倉  
宮川

ビクニ

天保卯年の酉年迄七ケ年

一金百七拾兩

内 金六兩壹歩卯年増金

一、秋味百石目以上出増之節者百石ニ付廿兩ツゝ上納可致

但切囲ニ相成積取候節者前文百石ニ付廿兩四ツ割三ツ分上納

外 金拾五兩 差荷物料

一金三兩錢百七十文貳分金

沢田屋久兵衛

宿証人兼田 加藤

フルヒラ

天保三辰年の戌年迄七ケ年

一、金貳百六拾兩

一、金百廿兩 秋味

外 金九兩貳分 差荷物料

一、金七兩貳歩永百文 貳分金

一、秋味之儀者四百石以上出増有之候節者百石ニ付廿兩ツゝ上納可致

但切囲ニ相成積取候節者前文百石ニ付廿兩四ツ割三ツ分上納

証 人 田  
宿 玖  
宮川

下ヨイチ

天保三辰年の戌年迄七ケ年

一金三百廿兩

一金貳拾三兩 秋味

外 金五兩 上乘金

金拾八兩 差荷物料

一金六兩三歩永百文 貳分金

一秋味之儀者七百石目以上出増有之節者百石ニ付廿兩ツゝ上納

但切囲ニ相成積取候分者前文百石ニ付廿兩四ツ割式ツ分上納

竹屋  
証人 工藤店  
宿 田  
中林

上ヨイチ

天保三辰年ノ戌年迄七ケ年  
一金百九拾兩  
一金三兩三歩永五十文 式分金

竹屋  
キ  
田  
中林

ヲシヨロ

一金貳百九拾七兩  
外 金三拾兩 差荷物料  
一 金五兩三歩永百九十文 式分金

田  
宿証人 工藤忠兵衛  
宮川

タカシマ

天保元寅年ノ申年迄七ケ年  
一金貳百拾三兩  
内 金貳拾三兩寅年ノ増金  
一金九拾五兩 秋味  
一金廿貳兩貳歩鱒運上年々納  
外 金五兩 上乘金  
金貳兩貳歩 鱒場上乘  
金拾貳兩 差荷物料  
一金六兩貳歩永百十文式分金

田  
宿証人兼 工藤忠兵衛  
鱒場宿 万  
秋味宿 △  
宮川

ヲタルナイ

天保三辰年カ戌年迄七ケ年

一金三百七拾兩

一金拾七兩 鱒場運上年々納

一金百廿兩 秋味

一外 金拾兩 夏場上乘金

金五兩 鱒場上乘金

金廿五兩三步 差荷物料

一、秋味六百石目以上出増有之積取候節者百石ニ付廿兩ツ、上納可致  
但切囲ニ相成積取候分者前文百石ニ付廿兩四ツ割三ツ分上納

一 金拾兩永百文 貳分金

\\  
宿 万  
秋味宿 △  
鱒 場 太  
宮川

イシカリ

天保貳卯年カ酉年迄七ケ年

一金千兩

一秋味之儀者五千石以上出増之節者百石ニ付廿兩ツ、上納可致

但切囲ニ相成積取候分者前文百石ニ付廿兩半金上納可致

外 金三拾九兩三步 上乘金

一金貳拾兩 貳分金

㊦ 伝次郎  
宿 ㊦ 利兵エ  
証 人 ㊦ 住吉屋傳兵エ  
〃 ※ 米屋勝三郎  
名 主 田中九八

アツタ

天保四巳年カ亥年迄七年

一金百九拾兩

一金百三拾兩 秋味

一秋味之儀者千石目以上出増有之積取候節者百石ニ付廿三兩上納

但切囲ニ相成積取候分者前文百石ニ付廿兩四ツ割三ツ分上納

外 金拾五兩 秋味添船  
金貳拾貳兩 差荷物料  
一金六兩三步貳朱錢百七十文貳分金

全  
宿 当分之内 キ  
宿 宮嶋  
中村

浜マシケ  
天保元寅年<sup>ノ</sup>申年迄七ヶ年  
一金百五拾兩 先買  
一金百拾兩 跡買  
外 金七兩 差荷物料  
一金五兩ト永貳百文貳分金

×  
先買屋 太  
阿部屋茂兵衛  
宮川

マシケ  
天保元寅年<sup>ノ</sup>申年迄七ヶ年  
一金千百兩  
一、右兩所秋味之儀者鮭三千石目以上出増積取候節者百石ニ付廿五兩ツノ之割合を以上納可致  
但切罫ニ相成積取候節者買立之分本文百石ニ付廿五兩四ツ割三ツト上納  
一金五拾兩 海峯引運上  
一金百廿兩 鱒場年々納  
外 金廿七兩 上乘金  
金三拾五兩 差荷物料  
金廿八兩 秋味上乘金  
一金廿五兩永百五十文 貳分金

ルノモツヘ  
トマノヘ  
一金九百兩  
一金三拾兩 秋味立船冥加  
右者秋味立船元定<sup>ノ</sup>外壱艘相廻し候ニ付冥加金上納

一金廿七兩 鱒綱釜隔年納  
鱒年卯, 未, 酉, 亥, 丑  
外 金拾兩 秋味上乘金  
金八兩 差荷物料  
一金拾兩 貳分金

栖原屋九兵衛  
工藤忠兵衛  
宮川半右エ門

テシホ

天保四卯年<sup>ノ</sup>酉年迄七ケ年

一金三百五拾三兩  
一金百五兩 テウレ, ヤンケシリ海岸引運上  
一金廿五兩 コタンヘツ秋味運上  
一金七兩 鱒場隔年納  
鱒年卯巳酉亥丑  
一金三拾兩 鱒場釜役金

一秋味之儀者当御場所ニ貳千石目以上出増之節者積取候分百石ニ付廿五兩ツゝ上納可致事  
但切囲ニ相成積取候分者前文百石ニ付廿五兩四ツ割三ツト上納可致  
外 金拾兩 秋味上乘金  
一金廿五兩 差荷物料

宿 栖原九兵衛  
工藤忠兵衛  
宮川半右衛門

リイシリ

レフンシリ

天保元寅年<sup>ノ</sup>申年迄七ケ年

一金三百三拾四兩壹歩  
内 金四拾四兩壹歩 寅年<sup>ノ</sup>増金  
外 金拾三兩 上乘金, 目附金  
金貳兩三歩 差荷物料  
一金六兩貳歩貳朱錢四百八文 貳分金

宿 亅  
田  
中林

シヤリ

ソウヤ

天保二卯年の酉年迄七ケ年

一金五百両

一秋味之儀者当所ニ貳千石目以上出増有之積取候節者百石ニ付廿五両ツゝ上納可致

但切囲ニ相成積取候分者前文百石ニ付廿五両四ツ割三ツ分上納

一、シヤリ 鱒船壹艘夏場壹艘是穀役人足丸立上納夏船壹艘穀役人足丸立上納、ソウヤ海軍引船壹

艘秋味船壹艘都合貳艘船役免除

一金拾貳両 貳分金

宿 聖  
" 田  
万  
中林

カラフト 北蝦夷地

天保貳卯年の酉年迄七ケ年

一金千六拾両

一金廿壹両永貳百文 貳分金

宿 ×  
⊗  
太  
宮川

大嶋

小嶋

一金三両

内 金三步午年の加増金

外 海馬大皮貳枚

一錢四百八文 貳分金

泊 川 長右エ門  
トラメキ 権兵衛  
証 人  
宿 玖

ヲコシリ

天保四巳年の亥年迄七ケ年

一金三拾両三步

外 金壹兩三步 差荷物料

一金貳歩壹朱錢貳百八拾九文貳分金

熊石村名主 佐野権次郎  
江指詰忝町 佐次右エ門  
宿 近江屋忠右エ門

東蝦夷地当所請負之分

一 アフタ

天保六末年カ丑年迄七ケ年

一金七拾五兩

内金五拾五兩 子年増金

一金壹兩貳歩 貳分金

和田屋庄吉

△

田中

シラヲイ

天保五午年カ

一金百廿五兩

内 金拾五兩 亥年分増金

一秋味之儀者七百石目以上出増有之積取之節者百石ニ付拾七兩つゝ上納可致

但切囲ニ相成積取候節前文百石ニ付拾七兩之割合以て半金上納

一金貳兩貳歩 貳分金

⊗

工藤忠兵衛

証人 □

宮川

ユウフツ

天保二卯年カ酉年迄七ケ年

一金貳百五拾兩

一秋味之儀は壹千七百石以上出増積取節者百石ニ付金拾七兩ツゝ上納可致

但切囲ニ相成積取候分者前文百石ニ付拾七兩之割合ヲ以半金上納可致

一金五兩 貳分金

ㄥ

宿 □

証人 ⊗



宮川

サル

天保三辰年乙戌年迄七ケ年

一金貳百兩

一金四兩 貳分金

ㄥ

宿 ㊦

証人 ㊸

宮川

シツナイ

ウラカワ

シヤマニ

一金千四拾八兩貳歩永百文

一秋味之儀は千八百石目以上積取節者百石ニ付金拾七兩つゝ上納可致事

但切廻ニ相成積取候節者前文百石ニ付拾七兩を半金上納可致事

一金廿兩 貳分金

㊦

△

証人 ㊸

田中

クスリ

天保十二丑年乙未年迄七ケ年

一金四百六拾兩

内 金拾兩 丑年乙増金

一金九兩ト永百文 貳分金

※

宿 ㊦

証人 ㊸

宮川

天保七申年乙寅年迄七ケ年

一金五百六拾兩

一秋味之儀者千石以上積取之節者百石ニ付廿五兩ツゝ上納可致

但切廻ニ相成積取候分前文百石ニ付廿五兩四ツ割三ツ分上納

※

宿 凶  
証 人 岩  
宮川

アツケシ

天保三辰年 戌年迄七ケ年

一金六百兩

但漁事相応之節者別段冥加上納可致事

一去卯年御運上金六百兩之内金三百兩上納いたし残金三百兩当辰年 戌年迄七ケ年ニ割、壹ケ年  
金四拾貳兩歩ツゝ上納可致未戌年ニ至リ金四拾五兩皆済可致事

厶  
宿 伴  
証 人 ㊦  
宮川

クナシリ

天保元寅年 申年迄七ケ年

一金千兩

但運上金高千三百三拾兩三步之処引続不漁ニ付辰年 戌年季中三百三拾兩三步ツゝ引分ニ相成漁  
事出増候得者年季中ニ而も元運上之通り相納候積り

一金貳拾兩 貳分金

ㄥ  
宿 田  
〃 キ  
凶  
中林

天保三辰年 申年迄五ケ年

一金四兩 紫根買入御禮金

内 金貳歩辰年 増金

金 柝屋崙右衛門  
金子屋平吉  
田中九八

東蝦夷地箱館請負

天保三辰年 戌年迄七ケ年

一金百三拾兩

秋味千石以上積取候節者百石ニ付拾七兩ツツ上納

但切囲ニ相成積取候節者前文百石ニ付十七兩之割合を以半金上納可致

中村屋新一郎

宿証人兼 秋田屋崑左衛門

ウス

天保五午年ノ子年迄七ケ年

一金百五兩

内 金五兩亥年ノ増金

一秋味之儀者三百石目積取候節者百石ニ付金拾七兩宛上納可致

但切囲ニ相成積取候節者前文百石ニ付十七兩割合を以半金上納可致

和歌屋孫次郎

宿証人 和歌屋卯右衛門

エトモ

ホロヘツ

天保二卯年ノ酉年迄七ケ年

一金百三拾五兩

内 金拾兩 卯年ノ増金

秋味之儀者千石目以上積取候節者百石ニ付拾七兩つゝ上納

但切囲ニ相成積取候節者百石ニ付拾七兩割合を以半金上納

林七郎兵衛

宿証人 浜田屋兵四郎

名主 伊藤権三郎

ニイカツフ

天保三辰年ノ午年迄七ケ年

一金百五拾兩

内 金三拾兩 辰年ノ増金

一秋味之儀者五百石以上積取候節者百石ニ付金拾七兩ツゝ上納可致

但切囲ニ相成積取候節者前文百石ニ付拾七兩割合を以半金上納可致

浜田屋佐次兵衛

宿証人兼 浜田屋兵四郎

ミツイシ

天保三辰年<sup>ノ</sup>戌年迄七ケ年

一金三百拾兩

内 金拾兩 辰年<sup>ノ</sup>増金

一秋味千石目以上積取候節者百石ニ付金拾兩ツ<sup>ノ</sup>上納可致

但切囲ニ相成積取候節者前文百石ニ付金拾七兩割合を以半金上納

小林屋重吉

宿証人 和歌屋宇右衛門

名主 森七三郎

ホロイツミ

天保四巳年<sup>ノ</sup>亥年迄七ケ年

一金八百八兩

林七郎兵衛

宿証人 浜田屋兵四郎

亀屋武兵衛

名主 柳田新五郎

トカチ

天保三辰年<sup>ノ</sup>戌年迄七ケ年

一金貳百兩

内 金拾兩 辰年<sup>ノ</sup>増金

一秋味之儀者千石目以上積取候節者百石ニ付金拾七兩ツ<sup>ノ</sup>上納可致事

但切囲ニ相成積取候者前文百石ニ付拾七兩之割合を以上納

福嶋屋嘉七

証人 笹屋卯兵衛

宿 崧左衛門

子モロ

天保四巳年<sup>ノ</sup>亥年迄七ケ年

一金三千兩

藤野崧兵衛

宿職人 亀屋武兵衛

松前宿証人 阿部屋利兵衛

〃 広嶋屋布右衛門

名主 柳田新五郎

エトロフ

天保四巳年方亥年迄七年

一金千両

山田屋文右衛門

中村屋新三郎

関本屋崑左衛門

宿証人 和歌屋宇右衛門

〃 中村屋孝兵衛

名主 柳田新五郎

小鷹丸 勘治主

四章 蝦夷租金録 (天保十二年調)

天保年間蝦夷地各場所調

西蝦夷之部 上ミエゾト云

フトロ六十兩  
内酉年ヨリ  
十兩増

スツツ  
金九十三兩  
金二十兩

ビクニ、三百兩  
内三十兩成年  
ヨリ増

アツタ  
百九十兩  
百三十兩秋味  
十五兩添船切替  
之節

マシケ  
千兩 (千百兩?)  
五十兩ナマコ引  
百二十兩鱒

ク ト ウ	運上金六兩二分		石橋屋松兵衛	松前
フ ト ロ	全 金六拾兩也		三印 浜屋勘兵衛	江州三ツ屋村出張
セ タ ナ イ	全 金六拾五兩		又印 山崎屋新兵衛	江州柳川村出張
ス ツ キ	全 金貳百兩		㊦印 阿部屋伝次郎	松前 先能州出
シマコマキ				
ス ツ ツ	全 金百拾兩		山崎屋新兵衛	
ヲタスツ	全 金二百拾兩		㊧印 西川准兵衛	江州八幡
イ ソ ヤ	全 金百九拾七兩 内秋味運上五十五兩 雜魚運上五兩		右 同 人	
イ ワ ナ イ	全 金五百拾五兩 内五十兩酉年ヨリ増		兪印 仙北屋仁左エ門	松前 先秋田仙北
フ ル ウ	全 金九拾七兩		丁印 福島屋新右エ門	江州柳川出張
シヤコタン	全 金百九拾五兩 内百兩辰年ヨリ増(天保三辰年増也)		㊨印 岩田屋金蔵	松前
ビ ク ニ	全 金百八拾五兩		右 同 人	
フルビラ	全 金三百八拾兩 内秋味運上百二十兩		い印 岡田半兵衛	江州八幡
上ヨイチ	全 金百九十兩		全印 竹屋長左エ門	松前 先羽州塩越村
下ヨイチ	全 金三百四拾三兩 内秋味運上二十三兩		右 同 人	
ヲシヨロ	全 金貳百九拾七兩		西川准兵衛	
タカシマ	全 金三百三十兩貳分 内秋味運上九十五兩 鱒廿二兩二分		右 同 人	
ヲタルナイ	全 金五百七兩		岡田半兵衛	
イシカリ	全 金千兩		阿部屋伝次郎	
ア ツ タ	全 金三百貳拾兩		全印 宮川増蔵	
ハマ>シケ	全 金貳百六拾兩 百五十兩運上 百十兩跡買		伊達林右エ門	奥州 支配人九兵衛
マ シ ケ	全 金千貳百七拾兩		右 同 人	
ル>モツヘ	全 金九百五拾七兩 内三十兩秋味 二十七兩鱒		㊩印 柘原仲蔵	紀州柘原村 鉄砲州同店 支配人弥吉
ト マ > エ				
テ シ ラ	全 金三百五拾三兩		右 同 人	

北蝦夷地  
千五百六十兩  
内五百兩  
酉年増金

ヤンケシリ	全	金百三拾五兩 百五十兩テウレ ヤンケシリ海嶺引	右 同 人	
コタンベツ	全	金三拾貳兩	右 同 人	
リイシリ レフンシリ	全	金三百三拾四兩貳歩	ㄎ印 藤野崑兵衛	江州枝村出張
ソウヤ シヤリ	全	金六百兩	右 同 人	
北蝦夷地一円	全	金千五百六拾兩	伊達林右エ門 栖原仲蔵	
大島, 小島	全	金三兩 内三分午年増金 外海馬大皮二枚 天保十年ヨリ代金一步	泊り町 長右エ門	松前
ヲコシリ	全	金三拾兩壹歩	新谷新左エ門	能州

東蝦夷之部 下モエゾト云

シラオイ  
百二十五兩  
内十五兩亥年  
増金

ヤムクシナイ	全	金貳百六拾兩	ㄎ印 伊勢屋卯兵衛	天保九年ノ栖 莒立原六郎右エ門 伊達林右エ門
アブタ	全	金七十兩 七十五兩 内五十五兩 子年(十一年)増金	宮川増蔵	地店 天保十二年ノ茂兵衛
ウス	全	金百五兩 内五十兩亥年増	ㄎ印 和賀屋孫十郎	地店
エトモ ホロベツ	全	金百三拾五兩	ㄎ印 萬屋専右エ門	江州薩摩村出張 支配人半次郎
シラヲエ	全	金百貳拾兩	㊦印 野口屋又蔵	地店 栖原別家分
ユウブツ	全	金貳百五拾兩	ㄎ印 山田屋文右エ門	地店 栖原別家分元手代
サル	全	金貳百兩	右 同 人	
ニイカツ	全	金百五拾兩 内三十兩辰年増金	ㄎ印 浜田屋佐次兵衛	莒立
シツナイ ウラカワ シヤマニ	全	金千四百八兩ト永百文	萬屋専右エ門	
ミツイシ	全	金三百五兩	ㄎ印 小林屋重吉	地店
ホロイツミ	全	金六百兩 (六百八兩)	福島屋清兵衛	江州柳川出張 支配嘉七
トカチ	全	金貳百拾兩 内十兩辰年増	右 同 人	

ミツイシ  
三百十兩  
内十兩辰年増

高倉新一郎「蝦夷地各場所請負人運上金調」(II) (大場四千男)

ク ス リ 全	金五百六拾兩 内百兩申年増	※印	萬屋孫兵衛	越後寺泊出張
ア ツ ケ シ 全	金六百兩		山田屋文右エ門	地店
子 モ ロ 全	金三千兩		藤野崑兵衛	
ク ナ シ リ 全	金千兩		右 同 人	
エ ト ロ フ 全	金千兩		藤野崑兵衛	
			西川准兵衛	
			岡田半兵衛	
			近江屋宗兵衛	
			(惣)	

壹万九千九百六十六兩三分ト永百文  
右者不漁之節者減シ相成候由  
天保十二丑年調